

平成23年8月

被疑者取調べの録音・録画に関する
法務省勉強会取りまとめ

法 務 省

第1	はじめに	1
第2	調査結果の概要	4
1	国内調査結果の概要	4
(1)	取調べの実態に関する調査	5
ア	被疑者取調べの時間に関する調査	5
イ	検察官による取調べの実態に関する調査	6
(2)	任意性等の争いに関する実情調査	8
(3)	検察における取調べの録音・録画の調査	14
(4)	取調べの適正確保方策の運用状況調査	16
(5)	確定事件記録の検討	17
(6)	捜査経験者等へのヒアリング調査, 検察官アンケート調査	21
ア	捜査経験者へのヒアリング調査	21
イ	検察官アンケート調査	22
2	国外調査結果の概要	27
(1)	アメリカ	27
(2)	イギリス	29
(3)	フランス	31
(4)	ドイツ	33
(5)	イタリア	34
(6)	オランダ	35
(7)	オーストラリア	36
(8)	韓国	37
第3	被疑者取調べの可視化の在り方(検討結果)	39
1	可視化の目的等	39
2	対象事件の範囲	41
3	対象とすべき取調べの範囲	43
(1)	身柄拘束との関係	43
(2)	身柄拘束後の取調べの全過程を対象とすべきか	44
4	録音・録画の対象とするのが相当でない場合	51
5	証拠能力との関係	52
6	まとめ	53
7	検察の運用による録音・録画の拡大	55

第1 はじめに

1 法務省では、録音・録画の方法による被疑者取調べの可視化を実現するとの方針の下、平成21年10月、省内に、政務三役を中心とする省内勉強会（以下「勉強会」という。）及び法務副大臣を座長とするワーキンググループ（以下「WG」という。）を設け、以来、この問題について着実に議論・検討を進めてきた。

この間の平成22年6月には、主要な論点に関する議論が一定程度進んだことから、「被疑者取調べの録音・録画の在り方について～これまでの検討状況と今後の取組方針～」(以下「中間取りまとめ」という。)を公表した。この中間取りまとめにおいては

- 膨大な事件数と取調べの多様性、録音・録画の実施が困難な場合の存在、録音・録画媒体の視聴のための負担・コストといった実務上の問題点を踏まえると、およそ全ての事件について一律に録音・録画を行うことは現実的でないことから、可視化の目的に照らして実施の必要性が高く、また、早期かつ円滑に実現可能な具体的な事件や取調べの範囲について検討する必要がある
- 録音・録画が捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者に与える影響については種々の議論があることから、更なる調査・検討を行った上、可視化により実現しようとする目的と国民生活の安全・安心を確保する観点とのバランスを欠くことがないような形で、可視化の実現のための検討を進める必要がある

とし

- 実務に即した現実的な形で取調べの可視化を実現するため、その対象とする事件や範囲について検討を行う
- 録音・録画が捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者に与える影響及び録音・録画の有用性についても調査・検討の上、その具体的な在り方についての検討を進める

こととして、約1年間をかけて幅広い観点から国内外の調査を行った上、平成23年6月以降のできる限り早い時期に勉強会としての検討の成果について取りまとめを行う方針を明らかにした。

法務省では、その後も、中間取りまとめに示された検討方針及び調査計画に従って、所要の調査を実施するとともに、被疑者取調べの可視化の在り方についての検討を進めてきたところであり、これまでの勉強会及びWGの開催回数

は、勉強会が14回、WGが34回に上っている。

2(1) ところで、中間取りまとめの公表後、平成22年9月には、虚偽有印公文書作成等により起訴されていた厚労省元局長について無罪判決が言い渡され、同月から同年10月にかけては、大阪地検特捜部の同事件の主任検事が証拠物のデータを改ざんしたとして、また、同地検特捜部長及び同副部長が犯人を隠蔽したとして、逮捕・起訴されるという事態が発生した。こうした大阪地検特捜部における一連の事態を受けて、最高検が検証作業を行い、同年12月、その検証結果を公表した。その中で、最高検は、再発防止策の1つとして、特捜部が取り扱う独自捜査事件について被疑者取調べの録音・録画を試行することを打ち出し、平成23年2月に試行指針を発出した上、同年3月から同試行を開始することとなった。

(2) また、前記一連の事態を受けて、平成22年11月以降、法務大臣の下で外部有識者からなる「検察の在り方検討会議」が開催され、取調べの可視化の問題も含め、検察の在り方について幅広い観点から抜本的な検討が行われた。そして、平成23年3月31日に提出された同検討会議の提言においては、被疑者取調べの録音・録画は、検察の運用及び法制度の整備を通じて、今後、より一層、その範囲を拡大するべきであるとの基本的な考え方が示された。そこでは、検察の運用により被疑者取調べの可視化を拡大するほか、制度としての被疑者取調べの可視化の在り方についても、新たな刑事司法制度を構築するための新たな検討の場を設けた上で、関連する諸課題と併せて十分な検討を行うべきものとされた。

(3) そこで、江田法務大臣は、平成23年4月8日、前記提言を踏まえて、「検察の再生に向けての取組」を公表し

① 特捜部における被疑者取調べの録音・録画の試行に当たっては、全過程の録音・録画を行った場合に何らかの弊害が生じることになるかといった問題点についての検討に資するよう、取調べの全過程の録音・録画を含めて試行の対象とし、1年後を目途として録音・録画の有効性及び問題点等について多角的な検証を実施すること

② 特別刑事部の独自捜査事件における被疑者取調べの録音・録画については、3か月以内を目途として試行を開始するよう努め、1年後を目途に多角的な検証を実施すること

③ 知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べにおける取調べの録音・録画については、3か月以内

を目途に試行に着手し、専門家の意見を十分に聴取しつつ、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うなど様々な試行を積み重ね、1年後を目途に多角的な検証を実施すること

などを検事総長に指示した。前記のとおり、最高検は、特捜部における被疑者取調べの録音・録画については、既に試行指針を発出していたところ、①の指示を踏まえて、試行指針の趣旨及び内容を明確にする運用要領を策定し、同月26日以降は同運用要領に沿って試行を実施している。また、②については同年7月8日から、特捜部における録音・録画の試行に準じて試行を開始し、③についても同日から東京地検、大阪地検及び名古屋地検を中心として試行を開始しているところである。

- (4) 他方で、江田法務大臣は、前記提言を受け、現在の刑事司法制度が抱える問題点に加えて、取調べの録音・録画の拡大と法制化に伴う問題点に正面から取り組み、多岐にわたる諸課題を検討して新たな刑事司法制度を構築していくため、平成23年5月18日、法制審議会に対して諮問を発した。法制審議会（総会）においては、同年6月6日、同諮問を調査審議するため、「新時代の刑事司法制度特別部会」を設置することを決定し、同部会においては現在までに2回の会議が開催されている。

このように、被疑者取調べの可視化の問題については、中間取りまとめの公表後、様々な議論や動きがあり、勉強会及びWGでは、それらをも踏まえて検討を進めてきたところである。

- 3 なお、国家公安委員会委員長の下に、平成22年2月、外部有識者からなる「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」が設けられ、同研究会は、治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するため、取調べの可視化を含む捜査の在り方全般について、おおむね2年程度の予定で、幅広い観点から検討を行っており、平成23年4月には中間報告を公表している。

中間取りまとめでも示したとおり、被疑者取調べの可視化は、我が国の捜査の在り方に大きく関わるものであり、捜査の主要部分が警察によって担われている現状に鑑みれば、この問題については、警察を所管する国家公安委員会委員長と密接に協議を行いながら作業を行うことが、極めて重要である。

そこで、平成22年7月以降、被疑者取調べの可視化等について、法務大臣・国家公安委員会委員長の間で3回の協議を行ったほか、事務当局の間でも連携を維持しつつ、検討を進めてきた。

- 4 この一連の経過の中で、特に、厚労省元局長無罪事件においては、必ずしも

相当とは言い難い誘導等により、客観的証拠や客観的な事実と整合しない供述調書が作成されたのではないかと疑われるものが少なからず存在し、多数の検察官調書について特信性を否定されてその証拠請求が却下される事態となり、その取調べについては検察組織全体として深刻に受け止めるべき問題があった。法務省では、今般、予定していた国内外の調査を終了したところであるが、同事件で明らかとなった問題や調査の結果等を踏まえて検討を行った結果、被疑者取調べの可視化の在り方について一定の方向性を得たことから、国内外調査の結果と併せて（注1）、勉強会としての検討の成果について取りまとめることとした。

（注1） 国内外調査の結果は、別に、国内調査結果報告書及び国外調査結果報告書として取りまとめた。

第2 調査結果の概要

中間取りまとめにおいては、それまでに行った検討を踏まえて、その後の検討・議論に必要となる調査事項を抽出・整理し、調査プロジェクトチームを設けて、1年間程度をかけて国内外の調査を一体的に遂行することとしていた。

その後、その方針に沿って、直接調査に従事した検事43人を含む法務・検察職員多数に従事させて、国内外にわたる幅広い調査を行ってきたところである。

その調査結果の詳細は調査報告書としてまとめたが、以下、ここでの検討に必要であると思われる部分を中心に、その要点を示すこととする。

1 国内調査結果の概要

国内調査は、これまで捜査機関側及び弁護人側の双方から実務的な経験に基づいて説明されることが多かった取調べの実態や公判における自白の任意性をめぐる争いの実情等について、統計的な資料を収集するとともに、現に検察及び警察において実施又は試行されている取調べの録音・録画の実情や検察における取調べの適正確保方策の運用状況を把握することにより、議論・検討の基礎となる客観的な資料を整理すること、取調べの録音・録画によって指摘されているような取調べの機能等に対する影響が生じると考えられるのかどうかを実証的に見極めることなどを主眼として

- ① 取調べの実態に関する調査
- ② 任意性等の争いに関する実情調査
- ③ 検察における取調べの録音・録画の調査

- ④ 取調べの適正確保方策の運用状況調査
- ⑤ 確定事件記録の検討
- ⑥ 捜査経験者等からのヒアリング調査，検察官アンケート調査

の6項目について実施した。

(1) 取調べの実態に関する調査

ア 被疑者取調べの時間に関する調査

(ア) 被疑者取調べの時間に関する調査は，平成22年9月1日から同月30日までの1か月間（裁判員制度対象事件，贈収賄事件及び公職選挙法違反事件については，同月1日から同年11月30日までの3か月間）に検察官が終局処分（起訴又は不起訴の処分）を行った身柄事件（被疑者を逮捕・勾留した事件）について，検察官，検察事務官及び司法警察職員が行った被疑者取調べの時間を調査したものである。調査対象事件は8233件であった。

(イ) この調査の結果，対象事件における被疑者1人当たりの平均取調べ時間は

- 全事件の平均で約22時間
（うち裁判員制度対象事件の平均では約43時間）

であった。

被疑者取調べ時間を，起訴された事件と不起訴とされた事件の別で見ると

- 起訴された事件で平均約23時間
- 不起訴とされた事件で平均約17時間

であり，結果的に不起訴となる事件であっても一定時間の取調べがなされていた。

罪種別では

- 収 賄 約130時間
- 公職選挙法違反 約70時間
- 傷 害 致 死 約63時間
- 殺 人 約51時間

などの被疑者取調べ時間が，全事件の平均よりもかなり長くなっていた。

また，供述経過別では

- 検察官の弁解録取時には自白していたものの処分までの間に否認に転じた事件 約34時間

○ 否認から自白に転じた事件 約 27 時間

○ 否認を維持した事件 約 28 時間

であり、いずれも、自白を維持していた事件の約 20 時間よりも長くなっていた。

これらの調査結果からすると、我が国における身柄事件の被疑者の取調べは、平均でも 20 時間余りをかけて行われているところ、法定刑が重い重大事件や、一般に証拠関係が複雑な事件、否認事件等では、更に取調べ時間が長くなる傾向があるといえる。

(ウ) 調査対象事件のうち被疑者が検察官の弁解録取時に否認していた事件は 1692 件（約 21 パーセント）あったが、そのうち被疑者が処分までの間に自白に転じた事件は 861 件であり、否認を維持した事件 831 件を上回っていた。

このことは、我が国では、被疑者の取調べが、単なる被疑者の弁解の聴取にとどまらず、事実認定のための積極的な証拠収集手法として機能しているとの指摘を裏付けるものであると考えられる。

イ 検察官による取調べの実態に関する調査

(ア) 調査対象庁として全国 20 庁の地検を指定し、平成 23 年 2 月 1 日から同年 3 月 2 日までの 30 日間に、それらの庁（管内支部等を含む。）の検察官及び検察事務官が行った取調べについて、その取調べ時間、取調べ回数、取調べ場所等を調査した。調査対象には、身柄事件及び在宅事件が含まれ、かつ、被疑者及び参考人の取調べが含まれる。

(イ) 調査対象庁において調査対象期間中に実施した取調べの回数は合計 4 万 8 5 2 1 回、取調べ時間は合計 4 万 5 6 0 時間であり、そのうち供述調書の作成が行われた取調べの回数は合計 2 万 6 2 1 2 回、その取調べ時間は合計 2 万 7 9 0 9 時間であった。

これを取調べの対象者別に見ると、取調べ回数は

○ 身柄事件の被疑者取調べ 合計 2 万 1 9 1 回

（うち供述調書を作成した取調べ 合計 1 万 4 3 4 5 回

（約 71 パーセント）

○ 在宅事件の被疑者取調べ 合計 2 万 1 9 5 8 回

（うち供述調書を作成した取調べ 合計 8 1 9 9 回

（約 37 パーセント）

○ 参考人の取調べ 合計 6 3 7 2 回

(うち供述調書を作成した取調べ 合計 3668回
(約58パーセント))

であり、取調べ時間は

- 身柄事件の被疑者取調べ 合計1万8469時間
(うち供述調書を作成した取調べ 合計1万3069時間
(約71パーセント))
- 在宅事件の被疑者取調べ 合計1万1895時間
(うち供述調書を作成した取調べ 合計 8564時間
(約72パーセント))
- 参考人の取調べ 合計1万 196時間
(うち供述調書を作成した取調べ 合計 6275時間
(約62パーセント))

であった。

これらの結果によれば、検察庁においては、膨大な時間を取調べに費やしており、そのうち6割から7割が供述調書の作成が行われた取調べに費やされていることが分かる。

(ウ) 次に、取調べの場所別に取調べ回数の割合を見ると

- 取調室（個室） 約46パーセント
- 取調室（大部屋） 約42パーセント
- 裁判所施設 約 6.7パーセント
- 警察署 約 2.2パーセント
- 拘置所・刑務所 約 2.1パーセント
- 取調べ対象者の自宅 約 0.3パーセント
- その他 約 1.5パーセント

となっており、半数以上の取調べが個室である取調室以外の場所で行われていた。

これを身柄事件の被疑者取調べに限って見ると

- 取調室（個室） 約69パーセント
- 取調室（大部屋） 約23パーセント
- 拘置所・刑務所 約 3.8パーセント
- 警察署 約 3.6パーセント
- 裁判所施設 約 0.1パーセント

であった。

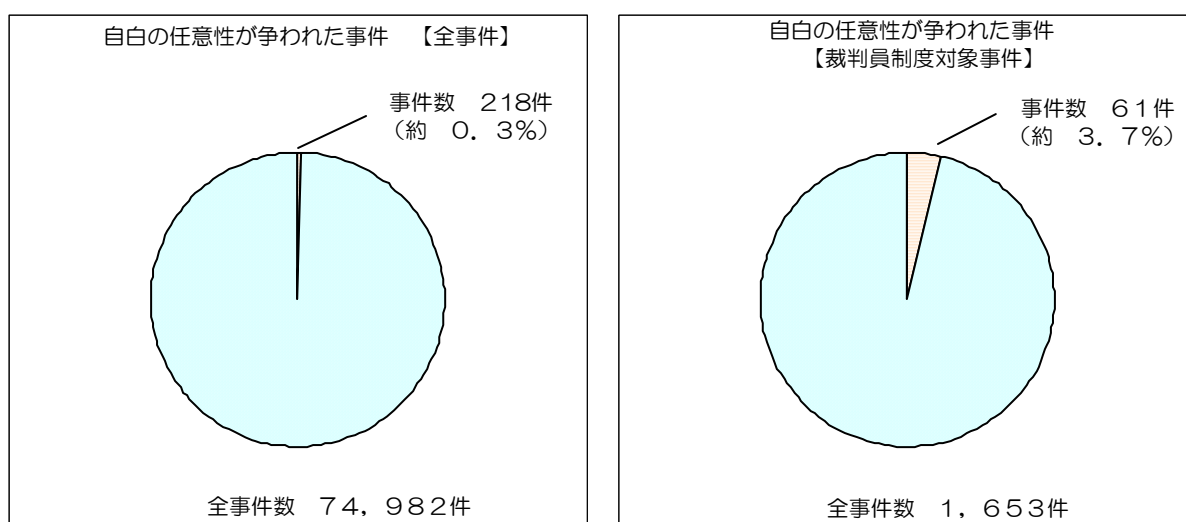
これらの結果から、検察官による取調べであっても、検察庁以外の場
所で行われる場合が一定程度あるといえる。

(2) 任意性等の争いに関する実情調査

ア 任意性等の争いに関する実情調査は、平成22年6月1日から平成23
年5月31日までの1年間に第一審判決があった事件について、公判で被
告人の捜査段階における自白の任意性が争われた状況等を調査したもので
ある。

イ 被告人の捜査段階における自白の任意性が争われた事件及びその割合(注
2)は、全事件で218件、約0.3パーセント、裁判員制度対象事件で
61件、約3.7パーセントであった(図1)。

(図1)

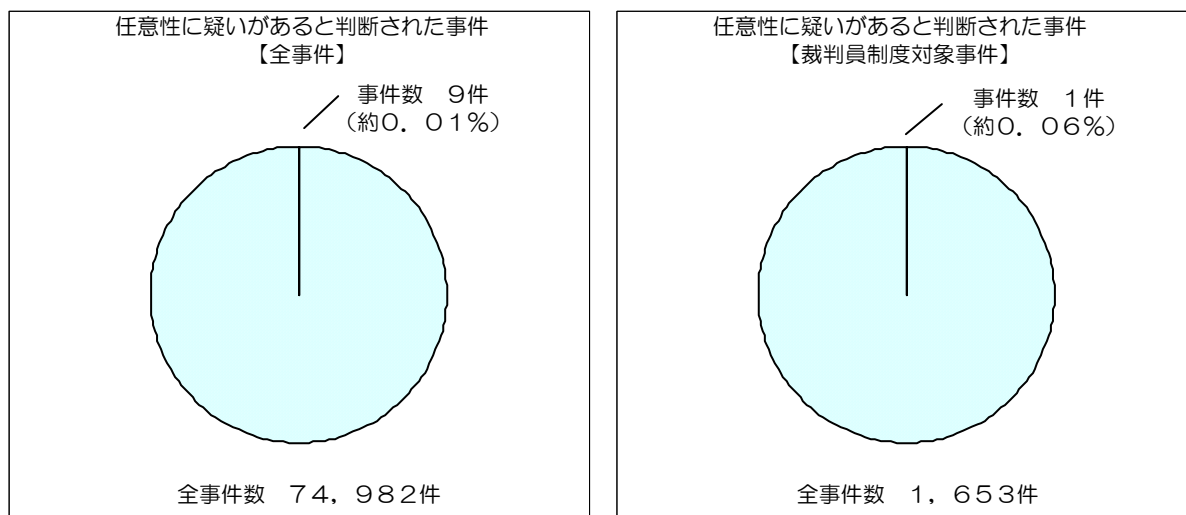


また、最終的に裁判所によって任意性に疑いがあると判断された事件及
びその割合は、全事件で9件、約0.01パーセント、裁判員制度対象事
件で1件、約0.06パーセントであった(図2)。

なお、これとは別に、自白の任意性が争われ、裁判所によって任意性は
認められたものの信用性が否定された事件及びその割合は、全事件で9件、
約0.01パーセント、裁判員制度対象事件で4件、約0.2パーセント
であった。

自白の任意性が争われる事件数は相当少ないと評価できるが、その中で
は、重大事件とあってよい裁判員制度対象事件について任意性が争われる
割合が比較的高くなっているといえる。また、最終的に裁判所によって任
意性に疑いがあると判断される事件数は、全事件あるいは裁判員制度対象
事件のいずれにおいても極めて少ないと評価できる。

(図2)



(注2) 全事件については平成21年司法統計年報における地裁・簡裁における通常第一審既済人員(「同一被告人に関する事件の併合」,「管轄違い」,「その他」を除く。)を,裁判員制度対象事件については実数を,分母として用いた。

ウ 裁判員制度対象事件で,自白の任意性が争われたものの,任意性が肯定された例としては,例えば

- 「被告人は,本件の事故で受けた急性硬膜下血腫の症状のため,内容を十分理解できない状態で検察官の取調べを受けたなどの事情があり,その検察官調書には任意性…がなく,証拠から排除されるべきであると主張する…検察官の取調べ状況を記録した録音・録画状況等報告書からは,被告人は,検察官の質問の趣旨を理解してめいりように答え,本件調書もその内容を再度確認していた様子が認められる。」などとされたもの(危険運転致死)
- 「被告人の検察官調書の供述は,任意になされたものではないと主張する。その任意性を争う主張は,先行する警察官の取調べで,どうせ殺人なのだから応じないと大変なことになると威迫を受けてその悪影響が持続し,当該検察官調書も取調べ前に作成されていて,自暴自棄になった被告人が真摯に受け答えをせず,調書を読み聞かされるときも同様の状況下,作成されたためというのである。…録音・録画がされたDVDの画像によると,検察官は,被告人に対し,最初に黙秘権を告げて取調べを開始し,警察と検察庁とは別組織であることも明確に告げた上,…その際,警察官や自らの取調べに不当な点がなかったかについても尋

ね、そのようなことはなかった旨の発言を被告人から得ていたことが認められ、被告人の供述内容を確認しないで検察官調書を勝手に作成していた様子も全く窺われない。しかも、検察官調書の読み聞けに際して、被告人は、老眼鏡を掛けて検察官がパソコンの画面を見て読み上げる同調書の内容について、同調書原本を一枚ずつめくりながら目で追ってこれを聴き取っていたと認められ、自暴自棄になってその作成に応じた様子は全く認められない。」などとされたもの（傷害致死）

などがあった。

これに対し、裁判員制度対象事件で、自白の任意性に疑いがあると判断された例としては

- 「被告人が供述するとおり、警察官は取調べにおいて以下のような違法、不当な言動に及んだ疑いがある。すなわち、警察官は、被告人に対し…『黙秘する権利は認めるが、俺は売られた喧嘩は買う。心証が悪くなるだけだ。警察と検察ひっくるめて喧嘩したいんやったら、俺の前で黙秘したらええわ。…』と述べた。…被告人が、取調中に弁護士を呼んでくださいと頼んだところ、『自分で留置に戻ってからでもええやろ。別に後からでも呼べるやろ。今の取調べに集中せえ、大事な時間やぞ。』などと言って、弁護士と連絡を取ろうとしなかった。…上記言動は、違法な脅迫に加え、被告人の黙秘権や弁護士から弁護を受ける権利を著しく侵害する違法性の強いものであり、被告人の警察官に対する供述の任意性を疑わせる重大な事由であるといわざるを得ない。…検察官は上記の警察官による違法、不当な取調べの影響を遮断するために特段の積極的措置を講じたとはいえない。」などとされたもの（強盗致傷等。なお、本件においては、被疑者が拒否したため、取調べの録音・録画は実施していない。）

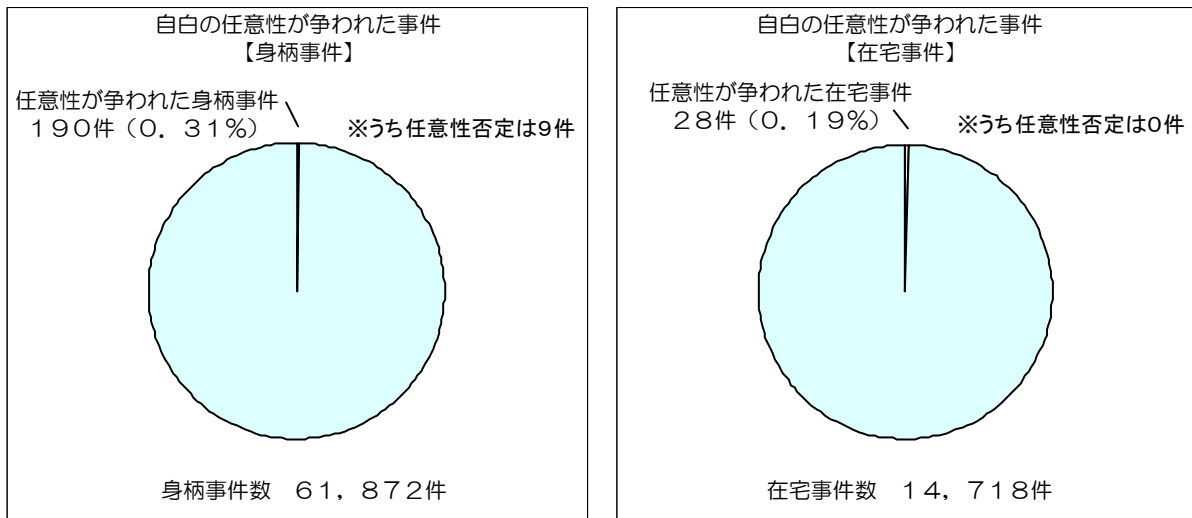
があった。

- エ 自白の任意性が争われた事件218件のうち、身柄事件は190件、在宅事件は28件であり、任意性に疑いがあると判断された事件9件は全て身柄事件であった。

自白の任意性が争われた身柄事件数は、第一審判決があった事件のうち起訴後も被告人が勾留された事件数6万1872件の約0.31パーセントであり、自白の任意性が争われた在宅事件数は、第一審判決があった事件のうち起訴後は被告人が勾留されなかった事件数1万4718件の約0.

19パーセントであった（図3）（注3）。

（図3）



なお、事件としては身柄事件であっても逮捕前など在宅時に取調べがなされたものについて、在宅での取調べ時に作成された供述調書の任意性が争われた事件は19件あったものの、裁判所で任意性に疑いがあるとされたものはなく、信用性が否定されたものもなかった。

これらの結果から、任意性が争われる事件の大部分は身柄事件であり、かつ、身柄拘束中の取調べ時に作成された供述調書の任意性が争われているといえる。

また、裁判所において自白の任意性に疑いがあると判断された事件は、全体数に比して非常に少なく、特に、在宅時の自白の任意性に疑いがあるとされるのは極めて例外的であると考えられた。

（注3）平成21年司法統計年報における地裁・簡裁における通常第一審終局総人員のうち、起訴後も勾留された人員数を身柄事件の分母として、起訴後は勾留されなかった人員数を在宅事件の分母として、それぞれ用いた。

オ 自白の任意性が争われた事件の割合を罪名別で見ると、高い順に

- 殺 人 約3.8パーセント
- 現住建造物等放火 約2.6パーセント
- 強盗致死傷 約2.1パーセント

となっていた（注4）。

この点でも、重大な犯罪において自白の任意性が争われる傾向があるといえる。

（注4）銃砲刀剣類所持等取締法違反も約3.2パーセントと高くなっているが、

この罪名のみの事件で任意性が争われたものは1件に過ぎず、それ以外の任意性が争われた事件については、全て殺人等の他の罪名を含むものとなっている。

カ 自白の任意性が争われた事件218件における被告人の任意性に関する主張内容は

- 利益誘導を用いた取調べ 55件
- 過度の誘導による取調べ 53件
- 暴行・脅迫による取調べ 52件
- 被疑者の体調に配慮しない取調べ 34件
- 長時間の取調べ 23件
- 偽計を用いた取調べ 23件
- 正当な弁護権の侵害 7件

などであり、具体的な主張をしなかったものも9件あった(注5)。

(注5) 1つの事件について複数の主張がなされた場合は、それぞれに計上している。

キ 自白の任意性が争われた事件の公判において任意性の審理に要した平均時間は

- 全事件 約105分(最長で610分)
- 裁判員制度対象事件 約123分(最長で497分)

であった。このうち、検察官立証に要した平均時間は

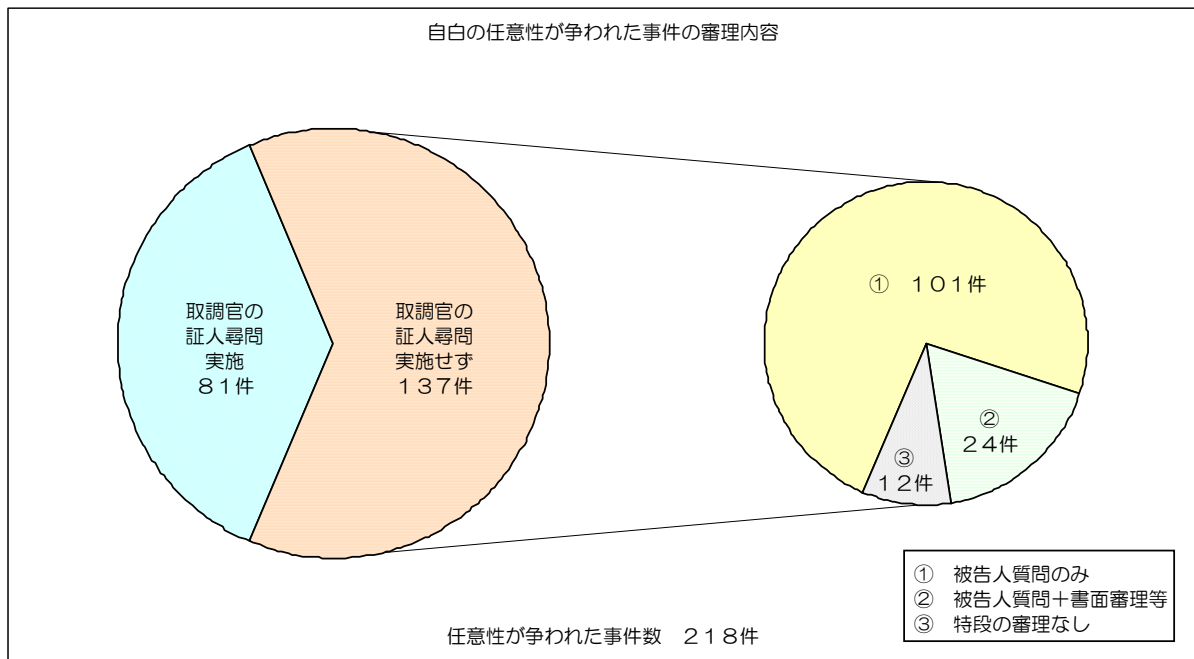
- 全事件 約67分(最長で390分)
- 裁判員制度対象事件 約92分(最長で323分)

となっていた。

また、任意性の争点に関する審理内容を見ると、取調官の証人尋問が実施されたのは81件(約37パーセント)であり、137件(約63パーセント)では取調官の証人尋問が実施されていなかった。取調官の証人尋問が実施されなかった事件では、被告人質問のみが行われたものが101件あったほか、任意性の争点に特化した審理が行われなかったものも12件あった(図4)。

これらの調査結果を見る限り、少なくとも最近の傾向としては、取調べ状況をめぐって被告人と取調官が水掛け論を展開することにより審理が長期化するといった事態が一般的に生じているとはいえないものと考えられた。

(図4)



ク 自白の任意性が争われた裁判員制度対象事件61件のうち、検察官が被疑者取調べの録音・録画を実施した事件は44件であり、その全ての事件においてDVDが弁護人に開示されていた。また、そのうち25件の公判でDVDの取調べが行われ、その全ての事件で任意性が肯定されていた。

公判でDVDが取り調べられた事件のうち、裁判所が判決においてDVDの証明力等に言及した事件は11件あり、その内容は

- 「弁護人は、…被告人は、被害者やその遺族に対する申し訳ないという気持ちから、取調官に言われるまま、迎合的に供述したものであるなどの事情から、その任意性に疑いがあり、証拠から排除されるべきであると主張しています。…取調べ状況を録音録画したDVDによれば、被告人自身、自分の言葉で事件について供述していることが分かります。このような被告人の供述は、それまでの取調べにおいて、取調官に誘導されるまま、自らの意思に反して供述してきたその延長としてされたものであるとは到底考えられません。」としたもの（強盗殺人等）
- 「弁護人は、被告人の検察官調書には、任意性がなく、証拠として採用すべきではないとも主張するが、取調べ状況に関するDVDの内容に照らすと、被告人は、なごやかな雰囲気の中で警察官に対する供述とは異なる供述もしていたと認められることからすると、その供述は任意になされたものであると認められる。」としたもの（殺人、強姦致死等）

などであった。他方で、判決において、自白の任意性判断のための証拠として取調べの一部の録音・録画では不十分である旨の指摘がなされた例は見当たらなかった。

この調査の結果、検察において現在実施している裁判員制度対象事件における被疑者取調べの録音・録画は、取調べの一部の録音・録画ではあるが、任意性に関する争いについて判断する上で有効性が認められるとの評価を受けているものと考えられた。

(3) 検察における取調べの録音・録画の調査

検察においては、平成21年4月から、裁判員制度対象事件であって、自白調書を証拠調べ請求することが見込まれる事件について、検察官の判断と責任において、身柄拘束中の被疑者取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画を実施している。

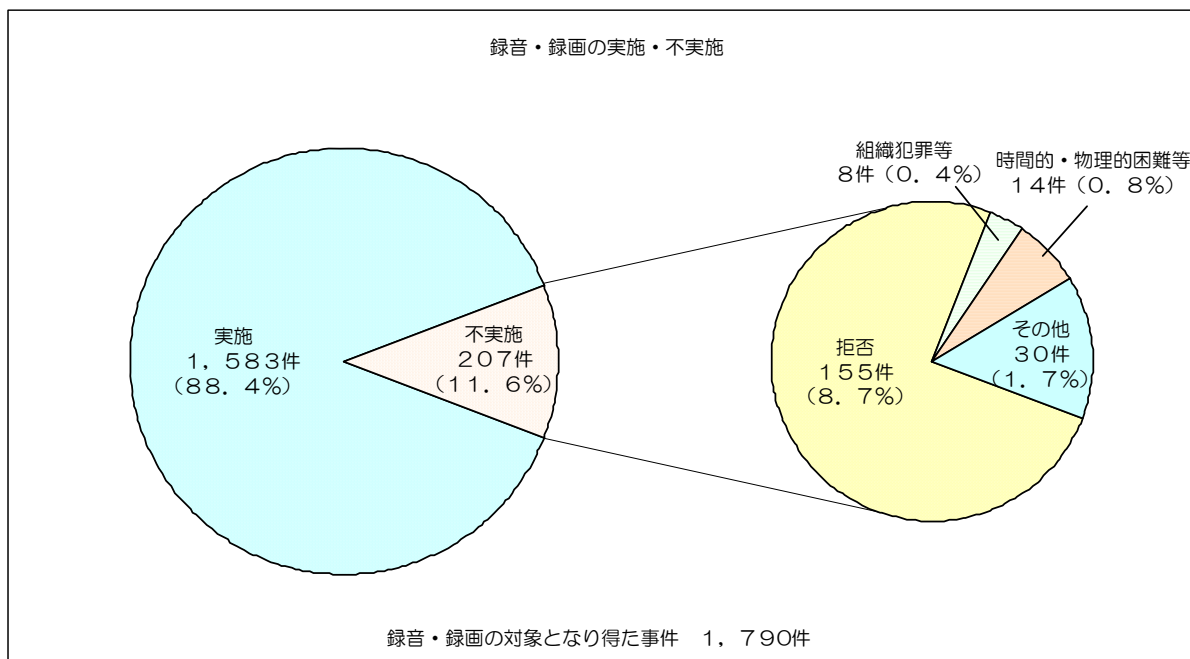
検察における取調べの録音・録画の調査は、平成22年6月1日から平成23年5月31日までの間の全国の地検におけるその実施状況等を調査したものである。

ア 調査対象期間中、検察における取調べの録音・録画の実施指針上の対象となり得る裁判員制度対象事件は1790件あり、そのうち1583件(約88パーセント)で取調べの録音・録画が実施されていた(図5)。録音・録画の実施回数は1802回であった。

これを見ると、検察においては、実施指針上の対象となり得る事件について、原則として、取調べの録音・録画を行っているものと評価できる。

イ 録音・録画を実施しなかった207件について見ると、被疑者が録音・録画を拒否した事件が155件(不実施件数に占める割合は約75パーセント、対象事件数に占める割合は約8.7パーセント)を占めたほか、外国人事件で通訳人の協力を得られない場合、録音・録画を実施することが時間的又は物理的に困難な場合等、録音・録画の実施に障害があった事件が14件、組織犯罪等、録音・録画を行うことにより、取調べの真相解明機能が害されたり、関係者の保護や協力確保に支障が生じるおそれ等があった事件が8件あった(図5)。被疑者が録音・録画を拒否した理由は、取調べを受けている姿を他人に見られたくない(38件)、弁護人の指導・助言により応じられない又は弁護人と相談しなければ応じられない(23件)、事実を供述しており録音・録画は必要ない(20件)、緊張して十分供述ができない(8件)などというものであった。

(図5)



ウ 録音・録画の実施回数1802回のうち、249回(約14パーセント)の取調べにおいて、録音・録画時に被疑者の供述態度に変化が認められ、その内容は、緊張していた(177回)、カメラを意識していた(49回)、言葉を選んで話すようになった(46回)、言葉遣いが変わった(29回)、口が重くなった(27回)などというものであった(注6)。

また、70回(約3.9パーセント)の取調べにおいて、録音・録画時に被疑者の供述内容に変化が認められ、その内容としては、従前と比較して刑事責任の軽い内容を供述した(30回)、供述が曖昧になった(16回)というもののほか(注7, 8)、未検挙の共犯者の氏名を自発的に供述しなくなった例、それまで述べたことのない反省の弁を述べた例などがあった。

これらの調査結果から、一定の割合で、取調べの録音・録画時に被疑者の供述態度や供述内容に変化が生じており、現在実施している取調べの一部の録音・録画であっても、被疑者に対する影響が生じているものと考えられた。

(注6, 7) 1回の録音・録画において複数の変化があった場合は、それぞれに計上している。

(注8) 録音・録画時に「従前と比較して刑事責任の軽い内容を供述した」及び「供述が曖昧になった」事件は45件(うち1件は両方に該当)あり、一

審判決があったものは12件であった。そのうち確定記録の入手が可能であった6件について調査した結果、うち3件については、録音・録画実施前の供述が、その信用性を否定されることなく、裁判所により証拠として採用されており、その余の3件では、記録上、録音・録画実施前の供述の信用性についての裁判所の判断は不明であった。

エ なお、警察庁が平成23年6月に公表した「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について」によると、警察では、平成21年4月から平成23年3月までの2年間に、裁判員制度対象事件における被疑者取調べの録音・録画の試行が717件実施され、そのうち411件（約57.3パーセント）で録音・録画時に被疑者の供述態度に変化（注9）があったとされている。また、録音・録画時に取調べに関して任意に発言する機会を与えた際、殺人事件の被疑者が「最初から録音・録画されても、多分正直にはしゃべらなかつたと思います。」、「初めから俺がしゃべりたいって思ったかという、そうではなかつた。本当に腹を割ってしゃべれるようになるには、いろいろなやり取りがある。」、「捕まってから気持ちを変化させてくれたのも、『人対人』な訳です。」などと発言した事例もあったとされ、取調べの録音・録画は、被疑者の心理にも何らかの影響を与えるものであり、その結果、取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があると考えられるとされている。

（注9） 変化の内容は、緊張していた（328件）、言葉遣いや態度が丁寧になった（105件）、言葉が少なくなった（69件）、多弁になった（25件）、言葉に詰まるようになった（21件）などであったとされている。

(4) 取調べの適正確保方策の運用状況調査

取調べの適正確保方策の運用状況調査は、検察において取調べの適正確保方策として実施している接見への配慮や取調べに関する不満への対応について、平成22年6月1日から平成23年5月31日までの間の全国の地検における運用状況等を調査したものである。

ア 検察官が、調査対象期間中に被疑者又は弁護人等から接見等の申出を受けた件数は3280件であり、そのうち3235件（約99パーセント）で直ちに弁護人に連絡し又は接見をさせるなどの措置が講じられており、その余の場合もできる限り早い時期に適切な措置が講じられていた。

イ 検察官が、調査対象期間中に弁護人又は被疑者等から取調べに関する不満等の申入れを受けた件数は477件であり、そのうち11件（約2.3

パーセント)で、決裁官による調査の結果として必要な措置が講じられていた。

(5) 確定事件記録の検討

ア ①平成21年1月5日から同年6月30日までの間に確定した事件のうち、現住建造物等放火、強姦、贈収賄、強盗致死・強盗殺人、公職選挙法違反等の一定の重い罪名を含む全ての事件(777件)、②全国の高検又は地検に所属する検察官から参考になる点を含むとして推薦を受けた事件(179件)の合計956件の確定事件記録を検討した上、この確定事件記録の検討及び後記の捜査経験者からのヒアリング調査を通じて把握した事例から、自白が事実認定において果たしている役割や取調べの可視化の在り方を検討する上で有用と考えられる事例を抽出した。

イ(ア)アの①に当たる事件のうち、被疑者の自白がなければ起訴できなかったと考えられる事件は157件(約20パーセント)、被疑者の自白がなければ当該罪名では起訴することができなかったと考えられる事件は25件(約3.2パーセント)あり、共犯者の自白がなければ起訴できなかったと考えられる事件は23件(約3.0パーセント)あった。

(イ)調査の結果、自白が事実認定において果たしている役割を検討する上で有用と考えられる事例が多数把握され、それらの事例は

- ① 被疑者の自白がなければ犯罪の存在自体を認定できなかったと考えられる事例
- ② 被疑者の自白がなければ犯人性を認定できなかったと考えられる事例
- ③ 被疑者の自白がなければ当該罪名では起訴できなかったと考えられる事例
- ④ 被疑者の自白がなければ重要な情状事実を解明できなかったと考えられる事例
- ⑤ 共犯者等の自白がなければ被疑者を起訴できなかったと考えられる事例

に分類できるものと考えられた。

具体的には、①に該当する例として

- 暴力団構成員である被疑者2名が被害者を殺害した上、死体を土中に埋めて遺棄した事案で、被疑者のうち1名が当初は否認していたものの自白するに至り、その自白に基づいて死体が発見されたことから、

殺人・死体遺棄事件であることが明らかとなり、被疑者兩名を起訴することができたと考えられる事例

- 被疑者が自宅に放火して同居の祖父を死亡させた事案で、被疑者は、当初失火であると述べて否認していたものの、その後自宅にライターで点火して放火したと自白するに至ったことから、放火・殺人事件であることが明らかとなり、被疑者を起訴することができたと考えられる事例

②に該当する事例として

- 強盗殺人・強制わいせつ致死の事案で、被疑者が当初は否認していたものの自白するに至り、その自白に基づいて被害者が所持していた携帯電話及び財布が発見されたことから、被疑者が犯人であることが明らかとなり、被疑者を起訴することができたと考えられる事例

③に該当する事例として

- 被害者から借金をしていた被疑者が被害者を殺害した上、その財布を奪った事案で、被疑者は、当初、被害者とやり取りをする中でかっとなって被害者を殺害し、無意識のうちに財布を取ったと述べて強盗の犯意を否認していたが、その後、財布を奪って借金も免れようと思ったと自白するに至ったことから、被疑者を、殺人・窃盗ではなく、強盗殺人で起訴することができたと考えられる事例

④に該当する事例として

- 被疑者が被害女性を車ではねた上、その首を絞めるなどして殺害しようとした事案で、当初、被疑者は交通事故の発覚を避けるための犯行である旨供述し、事件の態様等から捜査機関もその旨の認定をしていたものの、その後、被疑者が殺害した上で姦淫する目的で被害女性を車ではねたことを具体的に自白するに至ったため、真の動機を解明することができたと考えられる事例

⑤に該当する事例として

- 暴力団構成員2名による覚せい剤の営利目的譲渡の事案で、被疑者は全面的に否認していたものの、下位者である共犯者が被疑者から覚せい剤を入手した旨自白したことから、被疑者の共犯性が明らかとなり、被疑者を起訴することができたと考えられる事例

などがあつた。

- (ウ) また、アの①に当たる事件のうち、被疑者が逮捕時には否認していた

ものの起訴までの間に自白に転じた事件は106件(約14パーセント)あり、そのうち警察の取調べで自白に転じた事件は81件、検察の取調べで自白に転じた事件は21件であった。

(エ) これらの調査結果から、我が国の捜査・公判実務では、被疑者の取調べが、事案の真相を解明するための極めて有効かつ重要な捜査手法として機能しているものと考えられた。

ウ 次に、取調べを録音・録画していれば有用であった可能性があると考えられる事例が存在することが把握され、それらの事例は、録音・録画をしていれば

- ① 取調べ状況をめぐり争いを防止できたと考えられる事例
- ② 供述調書への署名・指印を拒否する被疑者の供述を証拠化できたと考えられる事例
- ③ 被疑者が弁解を不合理に変遷させていることを明らかにすることができたと考えられる事例

に分類できるものと考えられた。

具体的には、①に該当する事例として

○ 被疑者は、被害者を蹴った状況について、取調べで、いすを蹴って再現しながら自白したにもかかわらず、公判では、取調官から机を蹴られたので自白したなどと主張をして自白調書の任意性を争ったが、取調べを録音・録画しておけば、取調べ状況が客観的に記録されることから、公判でこのような争いは起きなかった可能性があると考えられる事例

②に該当する事例として

○ 国外で敢行した保険金殺人の事案において、被疑者は、初期の段階から自白していたものの、弁護人に指導されているとして、供述調書への署名・指印については頑なに拒否していたが、取調べを録音・録画しておけば、被疑者の自白を証拠化できた可能性があると考えられる事例

③に該当する事例として

○ 暴力団構成員と交際女性が共謀して賭博店を営んでいた事案において、交際女性は、当初、共犯者の暴力団構成員から出資を受けていた旨供述していたものの、弁護人との接見後、突然これを撤回し、共犯者の弁解に沿う形で不自然に供述を変遷させたが、取調べを録音・録画しておけば、変遷過程の不自然さをより明確に証拠化することができた可能性があると考えられる事例

などがあった。

エ(ア) 他方で、取調べの録音・録画をした場合には捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者に大きな影響を与えた可能性があると考えられる事例も、相当数把握されたところであり、それらの事例には多様なものが含まれていたが、録音・録画をした場合

- ① 被疑者の心理や供述態度に影響を与えると考えられる事例
- ② 被害者や関係者の名誉・プライバシー等に影響を与えると考えられる事例
- ③ 捜査手法に影響を与えると考えられる事例

に分類して整理した。

具体的には、①に該当する事例として

- 外国人による組織的な覚せい剤密売の事案で、被疑者は、密売組織の全容等について自白するに至った後も、「弁護士とその同行の通訳人は組織の人間であり、弁護士を通じて供述内容が組織に伝わると、家族に危害が及ぶおそれがある。」などと述べて、組織に関する自白内容の調書化を拒否したことから、当初から録音・録画をしていた場合、そもそも被疑者から組織に関する自白を得ることはできなかった可能性があると考えられる事例

②に該当する事例として

- 首長による収賄の事案で、被疑者の父が地元選出の国会議員らに金員を配っていたことが記載されたメモが押収され、そのメモについても被疑者の取調べを行ったものの、最終的に立件しなかったため、前記メモの記載に関連する供述についての調書化を控えたが、録音・録画をしていた場合には、これらの供述も機械的に記録され、証拠開示されたり公判で再生された可能性があると考えられる事例

③に該当する事例として

- 中国人窃盗団による窃盗等の事案で、被疑者は、上位の共犯者の関与や組織の全容について自白したものの、報復をおそれて、これらの事項に関する供述の調書化を拒否したため、被疑者から得た情報に基づいて証拠を収集した上で共犯者を逮捕したが、録音・録画をしていた場合には、被疑者の供述が即時に記録され、証拠開示等の対象となることから、そもそも被疑者から共犯者や組織に関する自白を得ることはできなかった可能性があると考えられる事例

などがあった。

- (イ) なお、アの①に当たる事件のうち、被疑者の供述に関係者の名誉等に重大な影響を及ぼす内容が含まれていた事件は121件（約16パーセント）であり、被疑者が供述又は供述内容の調書化をちゅうちょ又は拒否していた事件は17件（約2.2パーセント）であった。

オ 確定事件記録の検討を通じて、知的能力等に起因する一定の事情が認められる被疑者の取調べの実情についてもその把握に努めたが、この点については事件記録から十分な資料を得ることは困難であった。

(6) 捜査経験者等へのヒアリング調査、検察官アンケート調査

録音・録画が取調べの機能に与える影響の有無・程度等を検討するに当たっては、実際に取調べに当たったことのある者の経験に基づく知見を参照することが重要であると考えられることなどから、捜査経験者等へのヒアリング調査及び検察官アンケート調査を実施した。

ア 捜査経験者へのヒアリング調査

- (ア) 豊富な捜査経験を有する検事28名及び現場の第一線で捜査に従事している又は従事していた警察官14名（いずれも既に退職した者を含む。）から、実務における経験を踏まえ、主として、取調べの録音・録画の有用性や取調べの機能等に与える影響の有無・程度等について意見を聴取するとともに、これらの問題を検討するに当たって参考となり得る具体的事例の紹介を受けた。

(イ) その結果、取調べの録音・録画の有用性に関する意見として

- ①被疑者による任意性・信用性に関する虚偽の主張に容易に反論できる、②弁解の不合理的な変遷や、犯人でないならば当然するであろう弁解をしないことを映像で残すことができる、③いわゆる問答調書で不合理的な弁解を記録化しようとする、意図を見抜かれて調書化を拒否されることがあるが、そのような場合にも、映像で記録化しておけば、裁判所の心証形成に資するといったプラス面がある
- 知的能力に問題のある被疑者の事件については、録音・録画によって捜査段階の取調べにおける応答状況を正確に証拠化しておくことは有効であり、被疑者が自発的に供述しているのか、迎合的に供述しているのかの判断にとっても有用と思われる

などがあった。

- (ウ) これに対して、録音・録画が取調べの機能等に与える影響の有無・程

度に関する意見としては

- 実務上、名前を出さないことを条件に情報を提供する被疑者等も相当数存在し、そのような情報を端緒として事件を立件することもあるが、取調べが可視化されると、このような捜査手法がとれなくなる
- 経済事件では、不審なものだけでなく、およそあらゆる金の流れについて取調べを行い、その過程では有名人も含めて様々な人の名前が出るものであるが、これが全て公にされるとなると、名前を出された人は世間からあらぬ疑いをかけられるなどの不利益を被ることになり、被疑者もそうした事態を気にかけて供述を渋るおそれがある
- 取調べの全過程を可視化した上でDVDの公開等を制限するという考え方があがるが、うまく機能しない。被疑者に対してDVDは表には出ないからと言って説得しても、表に出さないものをなぜ録音・録画するのかと聞かれた場合に説明に窮してしまう

などがあつた。

(エ) また、取調べが担っている機能に大きな支障を生じさせない形での録音・録画の在り方に関しては

- 録音・録画をしていないために任意性が立証できない場合等には、その不利益は検察官が負担するのであるから、取調べの録音・録画は、一律に義務付けるのではなく、立証責任を負う検察官の裁量で実施することとすべきである
- 自白の獲得過程を録音・録画することには反対であるが、例えば、弁解録取手続の録音・録画を義務付けることも考えられるし、被疑者が否認から自白に転じた事件では、否認していた理由や自白に転じた理由について取り調べる機会を作り、その取調べに限っては全過程を録音・録画するとすることもあり得るのではないか

などの意見があつた。その多くに共通するのは、取調べの機能を損なわないためには、被疑者を説得・追及して真実を語らせようとする過程を録音・録画することは避けるべきであるとするものであつた。

イ 検察官アンケート調査

(ア) 平成23年4月20日時点で高検又は地検に勤務する検事のうち平成20年4月30日以前に任官した者（検事長，検事正等を除く。）1100名を対象として、無記名方式でアンケート調査を実施し、うち1042名から回答を得た。

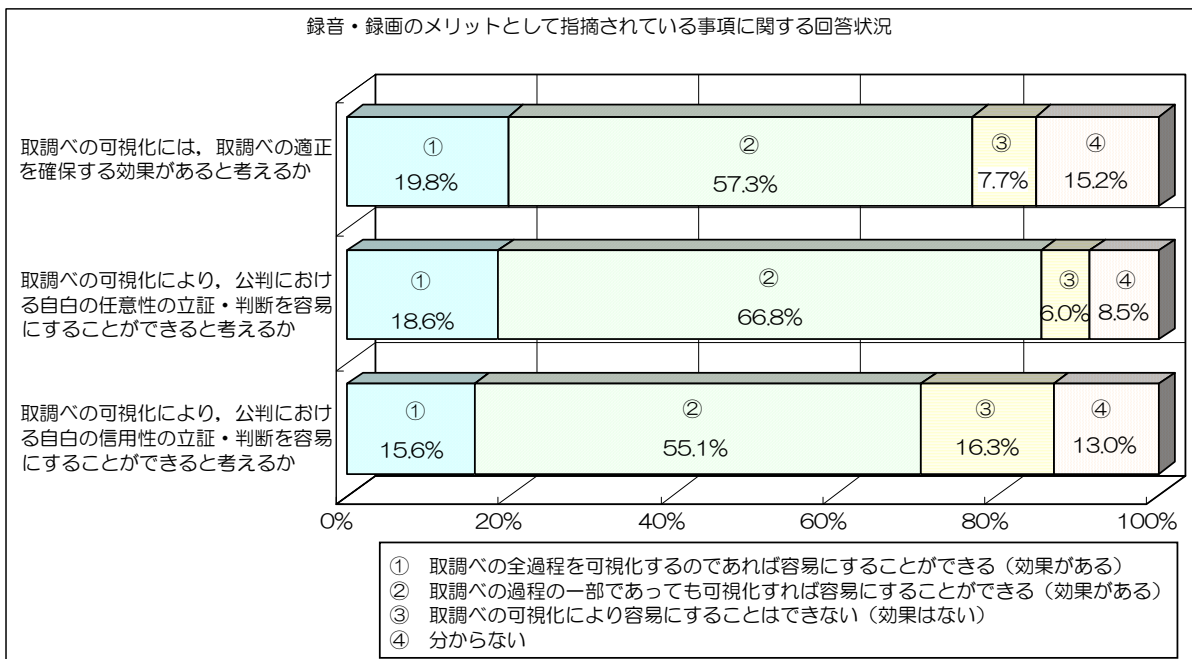
(イ) まず、取調べの録音・録画のメリットとして指摘されている事項に関し、項目別はその当否についての意見等を求めた結果

- 取調べの適正を確保する効果があるとの回答が約77パーセント
- 公判における自白の任意性の立証・判断を容易にすることができるとの回答が約85パーセント
- 公判における自白の信用性の立証・判断を容易にすることができるとの回答が約71パーセント

あった(図6)。

また、前記以外に考えられる録音・録画のメリットとして、被疑者の弁解が不合理であることの立証が容易になる、国民の信頼回復につながる、供述調書の作成が不要となり捜査の省力化を図ることができる、捜査段階における被疑者の供述態度を立証することが可能になる、取調べ状況に関する被疑者による虚偽の弁解を防止することができるなどの意見があった。

(図6)

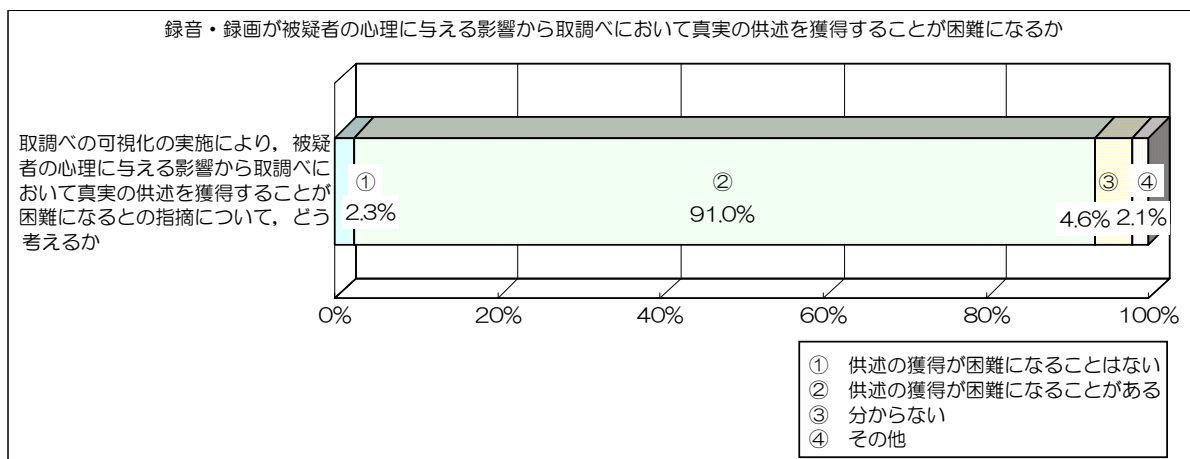


(ウ) 次に、取調べの録音・録画による影響として指摘されている事項に関し、項目別はその当否についての意見等を求めた結果

- a 録音・録画が被疑者の心理に与える影響から取調べにおいて真実の供述を獲得することが困難になることがあるとの回答が約91パーセントあった(図7)。

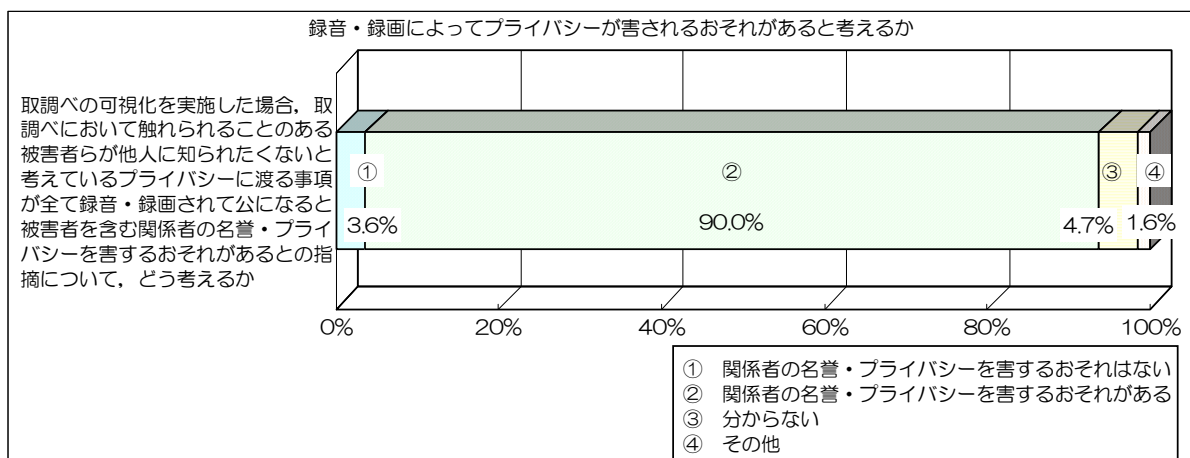
また、取調べにおいて、報復のおそれ等を理由とする被疑者の申立てにより、被疑者の供述内容の全部又は一部について当該事件の立証に有益であるのに調書化を見合わせたことがあるとの回答が約43パーセントあり、その具体例は、暴力団組織による犯行や会社犯罪における上位者の関与、違法薬物・銃器の入手先等について調書化を見合わせた、共犯者の中で当該被疑者が最初に自白したことが分からないようにするため同人の意向により調書化の時期を遅らせたなどであった。

(図7)



b 録音・録画によって、取調べにおいて触れられることのある被害者らが他人に知られたくないと考えているプライバシーにわたる事項が全て録音・録画されて公になると、被害者を含む関係者の名誉・プライバシーを害するおそれがあるとの回答が約90パーセントあった(図8)。

(図8)

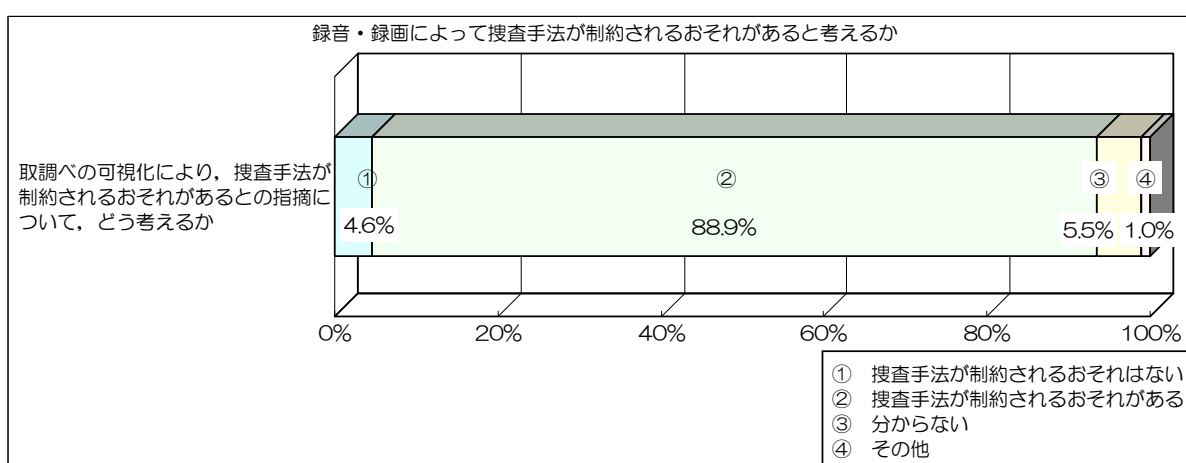


また、取調べにおいて、被害者を含む関係者の名誉・プライバシー

に対する影響を考慮し、被疑者の供述内容の全部又は一部について当該事件の立証に有益であるのに調書化を見合わせたことがあるとの回答が約43パーセントあり、その具体例は、逮捕監禁事件の際に実は被害者を強姦していた旨の供述、脱税事件等における金の使途先として具体的な政治家の氏名を挙げてなされた供述、性犯罪の被疑者による被害者の身体的特徴等について中傷する内容の供述などであった。

- c 録音・録画によって捜査手法が制約されるおそれがあるとの回答が約89パーセントあった（図9）。

（図9）



- (エ) また、取調べの録音・録画を法令等により義務付けることについては
- 全事件又は一定の事件について、取調べの全過程の録音・録画を義務付けるべきであるとの回答が約14パーセント
 - 全事件又は一定の事件について、取調べの過程の一部の録音・録画を義務付けるべきであるとの回答が約28パーセント
 - 録音・録画の義務付けは部分的であっても行うべきではないとの回答が約58パーセント

であり、合計約86パーセントの回答が、取調べの全過程の録音・録画を義務付けることについて消極的であった（図10）。

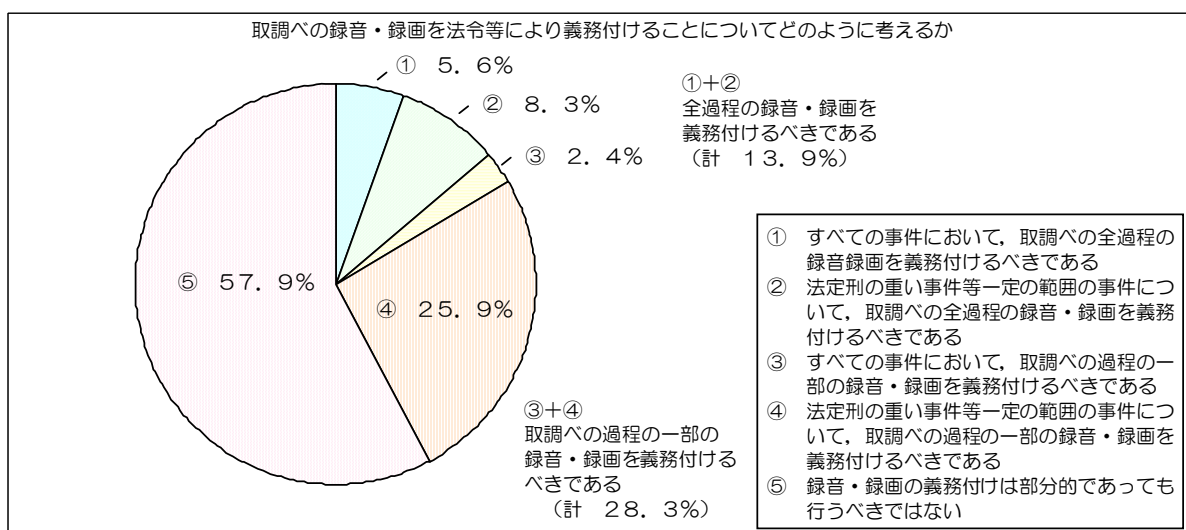
なお、全事件又は一定の事件について取調べの過程の一部の録音・録画を義務付けるべきとする意見のうち約58パーセントは、具体的な録音・録画の範囲は検察官が判断することとすべきとするものであった。

全事件について取調べの全過程の録音・録画を義務付けるべきであるとする意見の理由は

- 中途半端な義務付けをすることは意味がなく、理由もない

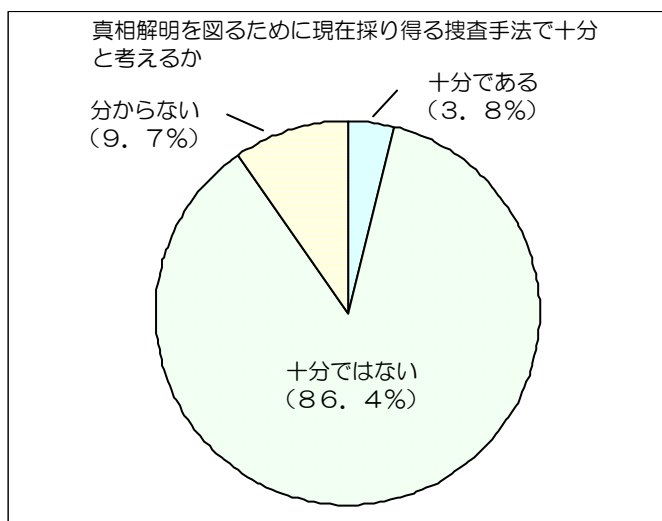
- 国民の信頼回復のためには、全事件・全過程の録音・録画を実施するほかない
 - 録音・録画は、個別の事案に応じて、立証責任を負う検察官の判断と責任において行うべきであって、一律の義務化になじまない
 - 弊害があまりにも大きい
- などであり、他方、録音・録画の義務付けは部分的であっても行うべきでないとする意見の理由は
- などであった。

(図10)



(オ) 捜査の現状については、現在認められている捜査手法は事案の真相解明を図るために十分ではないとの回答が約86パーセントを占めていた(図11)。

(図11)



2 国外調査結果の概要

国外調査においては、取調べの録音・録画制度が導入されている国等を中心として、同制度がいかなる目的を持ったものとして設計されているのか、それぞれの国等における刑事司法制度の中で現実にどのように運用されており、どのような成果を挙げ、いかなる問題に直面しているのか、更には、それらの国等における主要な証拠収集方法や事件処理の在り方の実情はどのようなものかなどについて、捜査・公判の現場における実施・運用状況を見聞し、捜査担当者等から情報を収集することなどにより、その実態を把握すべく努めた。

調査対象は10か国・地域、現地で調査に従事した検事は27人に及んだところ、その調査結果の概要は以下のとおりである。

(1) アメリカ

ア アメリカは、連邦制を採用しており、連邦及び各州（特別区を含む。以下同じ。）で刑事司法制度の内容は異なるところ、連邦では令状に基づく逮捕のケースが多いとのことであるが、各州では広く無令状逮捕が行われていること、逮捕後の被疑者取調べは、通常、連邦で逮捕後数時間以内、多くの州でも逮捕後24時間又は48時間以内に行われ、取調べ時間もせいぜい数時間程度にすぎないこと、被疑者には黙秘権や取調べに弁護人の立会いを求める権利等が認められており、被疑者がこれらの権利を放棄しない限り、弁護人の立会いなしに取調べを行うことはできないことなどの特徴が認められる。

イ 本調査においては、被疑者取調べの録音・録画制度が導入されている19の州（以下、これらを「実施州」という。）を調査対象とし、同制度の内容及びその運用の実情等を把握するとともに、併せて、被疑者取調べの録音・録画制度を導入していない連邦及びカリフォルニア州についても、同制度の導入に関する動向等を把握するため、調査対象とした。

以下のとおり、被疑者取調べの録音・録画制度を導入している州においても、その目的や内容は、州によって様々であるが、共通点も見られる。

(ア) 被疑者取調べの録音・録画を導入した目的については、多くの州で複数の目的が指摘されており、例えば、取調べ状況に関する判断を容易にし、あるいは、取調べ状況に関する争いを減少させること、違法・不当な取調べを抑制して虚偽自白を防止すること、取調べ状況に関する不当な主張から取調官を保護すること、捜査段階における被疑者の口頭での供述を証拠として提出できるようにすることなどが、目的として指摘さ

れている。

- (イ) 実施州 19 州における被疑者取調べの録音・録画制度を大別すると、①録音・録画を義務付ける規定等がある州（12 州）、②録音・録画を義務付ける規定等はないものの、録音・録画が実施されなかった場合に供述の証拠能力を制限する旨の規定等がある州（4 州）、③録音・録画を義務付ける規定等、録音・録画が実施されなかった場合に供述の証拠能力を制限する規定等のいずれもない州（3 州）に分類することができる。
- (ウ) 録音・録画が実施されなかった場合の法的効果については、当該取調べで得られた供述の証拠能力が否定されるとしている州、当該取調べで得られた供述が任意性を欠くことが推定されるとしている州、裁判官から陪審員に対して、録音・録画が実施されなかったことについて説示を行わなければならないとしている州、法的効果を定めていない州などがある。
- (エ) 対象となる取調べについては、いずれの州でも、何らかの形で限定を加えている。

実施州 19 州のうち 14 州において、対象犯罪を一定の重大犯罪に限定している（例えば、殺人関連犯罪に限定している州、一定の人を死亡させた犯罪に限定している州、一定の暴力犯罪に限定している州、重罪に限定している州などがある。）。

身柄拘束との関係では、実施州 19 州のうち 17 州において、身柄拘束下の被疑者取調べのみを録音・録画の対象としている。

対象となる取調べの場所については、実施州 19 州のうち 14 州において、留置施設等に限るなど、何らかの限定を加えている。

- (カ) 実施州 19 州のうち、15 州において、録音・録画義務や義務違反の法的効果について例外を設けている。例えば、機器の故障等により録音・録画が不可能な場合、被疑者が録音・録画を拒否した場合、録音・録画により何人かの安全が危険にさらされたり、情報提供者が特定される危険性がある場合、当該供述が質問に答えるのではなく自発的になされた場合、当該供述が参考人として任意になされた場合などが例外とされている。
- (ク) 録音・録画媒体については、全ての実施州において、犯罪事実や情状の証拠すなわち実質証拠として利用することが認められている。
- ウ(ア) アメリカでは、被告人が有罪答弁を行った場合、公判審理を経ること

なく量刑審理に移行する上、後記のとおり、司法取引によって捜査・公判協力を得ることが可能であり、また、取調べ時間が限られていることもあって、取調べの主眼は、事実の解明というよりむしろ、被疑者に対し、証拠の強さを示すことなどにより、捜査・公判に協力する態度にさせることに力点が置かれているようである。

このように、アメリカでは、取調べの目的等が我が国のそれと大きく異なっているほか、以下のとおり、我が国と比して、供述・証言の獲得を容易にすると考えられる仕組みや客観的な証拠の収集手段が充実しているといえることができる。

- (イ) 供述等の獲得を容易にすると考えられる仕組みとして、例えば、量刑ガイドラインにおいて、被告人が犯罪事実を認めていることや捜査・訴追機関に対して協力を行ったことなどが、刑を減軽する事情として規定されている。また、裁判所の権限に基づき、証言に基づく訴追を制限することにより、自己負罪拒否特権を消滅させた上で証言を強制する刑事免責制度があるほか、訴因や量刑等における見返りを与えることと引き換えに捜査・公判協力を得るなどといった司法取引が活発に行われている。
- (ウ) 客観的な証拠の収集手段としては、例えば、薬物犯罪を中心とする極めて多岐にわたる犯罪について、通信傍受が活用されている。2009年における傍受許可命令件数は、全米で2376件とされ、我が国の傍受令状発付件数34件（2010年）に比べて、積極的に活用されているといえる。

また、DNA型データベースが犯罪捜査等に幅広く利用されており、例えば連邦では、有罪判決を受けた者からだけでなく逮捕者からも、令状を得ることなくDNAサンプルを強制的に採取し、そのDNA型をシステムに登録できることとされている。

その他、秘密情報提供者、おとり捜査・潜入捜査なども活用されている。

(2) イギリス

ア イギリスにおいては、無令状逮捕が広範に行われており、取調べは、通例、逮捕後24時間以内に短時間、弁護人の立ち会った状況において行われるに過ぎず、黙秘する被疑者も多い。そのためもあり、取調べは、説得や追及により真実の供述を得ることよりも、被疑者の弁解を聴取すること

に重点が置いて行われるなど、被疑者取調べの位置付けや内容は、我が国のそれと大きく異なる。また、重大事件を含め、短期間の捜査を経て、我が国より相当緩やかな基準により起訴が行われており、被告人が有罪答弁をすれば公判における事実審理を経ずに量刑手続に移行するとの制度の下で、重大事件を審理する刑事法院において、約7割の被告人が有罪答弁をする一方、無罪答弁をした被告人については、6割を超える無罪率となっている。

イ イギリスの制度では、正式起訴犯罪又は両性犯罪に当たる罪（注10）について、警察官が警察署において被疑者の取調べを行う場合、原則として、その全過程の録音が義務付けられている。それらの取調べは、実務上、身柄拘束下で行われるのが通例である。もっとも、犯罪事実以外の情報を入力する目的で行う取調べは録音義務の対象外であるほか、取調べ開始前に被疑者と雑談することも許されないわけではなく、さらに、被疑者が録音を拒否した場合、起訴がなされないことが明らかな場合等は、録音義務の例外とされている。

取調べの録音の目的としては、違法な取調べを抑止して被疑者の権利を保障することと、公判において、供述内容をめぐる争いや取調べの適法性、相当性をめぐる争いが生じることを未然に防ぐことが挙げられる。同国では、警察官が取調べ時のメモ等をもとに被疑者の供述内容を証言することがしばしば行われ、その証言内容の正確性をめぐって激しい争いが生じてきたとの経緯に照らし、実務においては、後者のメリットが中心に捉えられているようである。

仮に録音義務に違反して供述が録音されなかった場合であっても、当該供述の証拠能力が直ちに否定されるわけではなく、証拠能力に関する一般原則に照らして判断されるものとされている。

被告人が無罪答弁をして公判審理が開かれる場合には、録音記録について反訳文書又はこれに準ずる書面が作成され、これが証拠物として公判にも提出されるが、その内容についての争いが解決しない場合などにおいては、録音テープが公判で再生されることもある。

ウ イギリスでは、前記のとおり、説得・追及を伴う取調べが証拠収集方法として重視されていない一方、次のような、供述の獲得を容易にし又は取調べにより自白を得ずとも有罪答弁を促進することにより、公判運営の負担を軽減する仕組みが整えられている。例えば、法的拘束力はないものの、

有罪答弁による量刑の減軽についての量刑ガイドラインが定められ、被告人が有罪答弁をする意思を明らかにした時期や当該事件の証拠関係等を考慮して、最大3分の1まで量刑を減軽することが推奨されているほか、法律上の根拠を有するものではないが、検察官と弁護人との間における答弁取引も行われている。

また、2005年の法律により、いわゆる捜査協力型の量刑減免制度が法制化され、被疑者が捜査や訴追に協力したことの見返りとして、訴追免責、証拠の使用免責又は刑の減軽の恩典を受けることができることとされた。さらに、法律により、被疑者等が黙秘した事実から適当な推論を導くことができることとされており、これを踏まえ、取調べにおいても、一定の事実を被疑者に示してその弁解を逐一聴取する方法が採られている。

次に、客観的な証拠の収集を図り得るようにする仕組みとして、多数のCCTV（街頭防犯カメラ）が活用されているほか、逮捕者や有罪判決を受けた者などから広範に身体試料を採取する権限が法定され、500万人分を超えるDNA型情報がデータベースに登録されて、捜査に活用されている。

そのほか、秘匿捜査・情報収集という大きくくりな枠組みに含まれるものとして、会話傍受、GPS機器による位置情報の収集、潜入捜査なども活発に行われており、薬物犯罪や殺人等の重大犯罪の捜査において、有力な証拠収集手法として活用されている。

(注10) 正式起訴犯罪は、刑事法院において審理される犯罪で、謀殺、故殺、強姦、強盗、恐喝等の重大な犯罪がこれに該当する。両性犯罪は、治安判事の決定により刑事法院又は治安判事裁判所で審理される犯罪で、窃盗、傷害、被害額5000ポンド以上の器物損壊等がこれに該当する。

(3) フランス

ア フランスでは、捜査段階において被疑者を無令状で警察留置に付すことが認められており、その間被疑者を取り調べるのが可能であるが、警察留置が認められる期間が原則として最長24時間であるなどの時間的制約もあるため、警察段階では、被疑者の取調べは短時間行われるのみである。予審に付された場合、予審段階の勾留期間は、重罪においては最長で合計4年（例外的場合には4年8か月間）にも及び得る長期のものとなるが、その間、予審対象者の尋問が行われるのは数回程度であり、1回当たりの時間も長くて数時間であって、尋問内容も、否認している予審対象者を説

得して真実を語らせるというものではない。

また、フランスでは、警察留置中の取調べにおいて被疑者が要求したときは、原則として、弁護士等への通知後2時間を経過しない限り、弁護人の立会いなしに取調べを開始することができないとされ、また、予審対象者の尋問は、原則として、弁護人の立会いの下で又は弁護人を正規に呼び出した上でなければ行うことができないとされている。

イ フランスの制度では、原則として、重罪（法定刑が無期拘禁刑又は長期15年以上30年以下で短期10年以上の有期拘禁刑に当たる罪）の事件の成人被疑者及び全ての事件の少年（18歳未満）被疑者の警察留置中の取調べ並びに重罪に当たる事件の予審対象者の尋問について、原則として、全過程の録音・録画が義務付けられている。

録音・録画の目的は、少年被疑者については、その保護を図ることであり、成人被疑者・予審対象者については、供述調書の内容に異議が申し立てられた場合に実際の供述と供述調書の相違点の有無について検証することを可能とし、供述調書の正確性を担保すること等である。

一定の組織犯罪、国家の基本的利益に対する侵害及びテロ行為は、捜査・証拠収集の必要性を考慮して、録音・録画の対象犯罪から除外されている。なお、組織犯罪の定義は広く、共犯事件及び共犯者の存在が窺われる事件がこれに該当し得る。また、技術的問題によって実施不可能な場合や取調べ・尋問の対象者が多数である場合は、録音・録画義務が免除され得る。さらに、職務質問時や警察車両での警察署への移動時におけるやりとり、警察署内における正式な取調べ以外のやりとりについては、録音・録画の対象とされていない。

録音・録画媒体は、供述調書の内容について、弁護士が理由を付した異議を申し立てた場合にのみ、再生されることとされている。

録音・録画義務違反の効果について定めた規定はなく、義務違反の効果は、被告人の権利を侵害すると認められる場合に当該手続を無効とする旨の手続違反に関する一般的規定に従って判断される。

ウ フランスでは、長期の勾留期間を利用して客観的な証拠の収集を行うといった傾向が見られ、取調べ・尋問以外の証拠収集手段等として、通信・会話の傍受、潜入捜査、DNA型データベース、ビデオ監視システム等の我が国には存在しないか又は限定的にしか導入されていない制度等が導入されている。例えば、通信・会話の傍受等が組織的な薬物犯罪や売春あつ

せん等の組織的犯罪の実態解明・摘発に活用されているほか、DNA型データベースが盗犯や暴力犯罪の犯人特定に効果を発揮するなどしている。

(4) ドイツ

ア ドイツでは、起訴の前後を問わず、原則6か月間の勾留が可能であるが（同国では逮捕前置主義は採られていない。）、捜査の困難性などの理由があつて、勾留の継続を妥当とするときは、高等裁判所の審査を経た上で、6か月間を超えて勾留することが可能である。起訴に至るまでの勾留期間は、事件の性質により様々であるが、謀殺や組織犯罪といった重大事案では、おおむね3か月から6か月の間が多い。

このように起訴前の勾留は、我が国に比して長期間に及ぶものの、その間の被疑者取調べは、通常、警察において1回ないし数回程度行われるに過ぎないのが実情である。被疑者取調べの内容についても、客観的証拠との矛盾や共犯者間の供述の矛盾を追及するなどといった手法は必ずしも用いられておらず、被疑者に対し、事実関係を淡々と質問するというものが多いようである。なお、検察官による被疑者取調べは、重大事件であっても、1回行われるかどうかには過ぎず、通常はほとんど行われていないのが実情である。

弁護人は、法律上、検察官又は裁判官による被疑者取調べ（ドイツでは、検察官の請求により、裁判官が被疑者等の取調べを行うことが認められている。）に立ち会う権利を有するとされているが、警察官による取調べに立ち会う権利を認める法律上の規定はない。

イ ドイツでは、被疑者取調べの録音・録画に関する規定は存在しない。もっとも、被疑者の承諾があれば、録音・録画を実施することは可能と解されているが、被疑者の承諾に基づいて録音・録画を実施する事例はほとんどない。

また、2011年4月の時点で、連邦司法省や議会において、被疑者取調べの録音・録画制度の導入に関する議論は行われておらず、近時、具体的な議論が行われたこともない。

その理由としては、一般的に警察官や検察官が不当な取調べを実施するとは考えられていないことに加え、仮に、捜査段階と公判段階における被告人の供述が異なつたとしても、取調官の証人尋問が可能であり、その証言によって取調べ状況も明らかになると理解されているため、制度の必要性が認められていないとの指摘や、録音・録画の開始前に自白を強要され

た旨の主張に効果的に対処することは困難であるため、録音・録画の効果が限定的なものと考えられているといった指摘がなされている。

ウ ドイツにおいては、被疑者取調べが我が国ほど重要な捜査手段と位置付けられていない一方で、客観証拠や供述証拠を収集する手段として、取調べ以外の様々な捜査手法等が導入されている。具体的には、通信傍受が広範な犯罪を対象として認められている上、我が国に比して要件も緩やかであることなどから、捜査に頻繁に用いられている。また、法律上、隠密捜査官（ある程度の長期間にわたって与えられた偽装の身分の下で捜査を行う警察の職にある公務員をいう。）による潜入捜査が認められ、通信傍受では獲得困難な情報を入手するために活用されているほか、法律上、住居内外における会話傍受も認められている。立証に必要な供述証拠の獲得を容易にするための仕組みとしては、特定の犯罪行為の解明や防止に協力した者について刑の減軽又は免除を可能とする王冠証人制度や、証人保護制度等があり、活用されている。

(5) イタリア

ア イタリアでは、逮捕後48時間以内の身柄拘束が可能であるほか、引き続き、一定の重罪については、裁判官の人的保全処分（保全拘禁）により最長で1年6か月間の身柄拘束が可能であり、その間、検察官は被疑者の取調べを行うことができる（司法警察員は、原則として、身柄拘束中に被疑者の取調べをすることができない。）。

もっとも、イタリアでは、被疑者が取調べにおいて自白することは期待されていないため、実際には、検察官が被疑者の取調べを行うことはほとんどない。取調べの目的も、被疑者から自白を得て真相を解明することにあるのではなく、被疑者に弁解、反論の機会を与えることにあるとされている。

また、イタリアでは、弁護人の要求があれば、検察官は被疑者取調べに弁護人を立ち合わせなければならず、司法警察員の身柄を拘束していない被疑者の取調べにおける弁護人の立会いは必要的である。

イ イタリアでは、身柄拘束下の被疑者の取調べの全過程について、録音又は録画が義務付けられている。

録音・録画の目的は、取調べ過程の記録の正確性・信憑性を確保しつつ、被疑者の権利保障を確保することにあるとされている。

法律上、録音・録画が義務付けられる対象犯罪には限定がない。

録音・録画義務に違反して行われた取調べにおいて得られた供述については、例外なく、実質証拠としても弾劾証拠としても、およそ公判審理において証拠として使用することができない。

ウ イタリアにおいては、捜査における取調べの比重が低く、取調べによる真相解明は期待されていない一方、客観的証拠や供述証拠を収集する手段として、取調べ以外の様々な捜査手法等が導入されている。具体的には、通信・会話の傍受が、広範な犯罪を対象として認められている上、組織犯罪については要件が緩和されていて、活発に用いられている。また、薬物事犯や人身取引事犯等については、おとり捜査や潜入捜査が広く活用されている。さらに、捜査機関において、直接内務省に設置されている中央データベースシステムにアクセスし、戸籍・居住地情報、指紋情報、ホテル宿泊情報、会社概要に関する情報、自動車の所有者・使用者に関する情報、税金・年金の支払や銀行口座の開設状況に関する情報等の客観的情報を迅速に取得することができる仕組みが整備されている。

立証に必要な供述証拠の獲得を容易にするための仕組みとしては、決定的な証拠の収集に関する供述をすることにより違法行為の結果の発生の防止や犯罪行為者の特定等に協力した者について、刑の軽減等の恩典を付与する改悛者（司法協力者）制度や、証人保護プログラムがあり、積極的に活用されている。

(6) オランダ

ア オランダでは、起訴前に被疑者の身柄を最長で110日と15時間拘束することができる。

取調べは、必要に応じて、警察官、検察官（実際には、検察官が取調べを行うことはほとんどない。）及び予審判事（事件を公判に付するかどうかを決定する権限を持たず、捜査段階で検察官の請求により各種処分を行う裁判官）が行う。

取調べにおいては、被疑者が自白するか否かよりも、被疑者が語るストーリーを確認することが重視されている。

イ オランダでは、捜査機関の運用によって、被疑者及び参考人の取調べの録音・録画が行われており、一定の取調べについては、原則として録音・録画を行う取扱いをしている。すなわち、被害者が死亡した事案や12年以上の拘禁刑に当たる罪の事案等の重大事件については、取調べの全過程の録音を行い、さらに、これらの重大事件において、16歳未満の者や精

神障害者等，取調べ対象者が「せい弱」である場合には，録音に加えて，録画を行うこととしている。

取調べの録音・録画の最大の目的は，取調べの事後的な検証を容易にする点にある。

取調べの結果の証拠化について，録音・録画媒体は，原則として，事件記録（検察官が作成して裁判所に提出するもので，公判で証拠となる。）には含まれず，被疑者等の供述を内容とする警察官作成の報告書のみを証拠として事件記録に編てつする取扱いがなされている。

ウ オランダでは，軽微な犯罪や日常的な事件を除くと，被疑者が自白することはほとんどなく，とりわけ，組織犯罪やテロ犯罪等についてはまず自白する可能性はないと考えられているが，その反面で，取調べ以外の証拠収集手段が充実している。まず，通信傍受は捜査方法として広く利用されており，電話だけでなく，電子メールや捜査対象者が閲覧中のインターネット情報も傍受することができる。また，居宅等における会話の傍受や，おとり・潜入捜査（民間人を利用する場合もある。）も，一定数利用されている。さらに，発信器等を利用して組織的に人の追尾・観察を行う「監視」制度があるほか，4年以上の拘禁刑に当たる罪等で有罪となった者に一律にDNAサンプルの提供を義務付けて，DNA型データベースが作成されている。加えて，供述の獲得を容易にするための仕組みとして，別の被疑者に関する証言をすることと引換えに当の証人につき進行中の手続において求刑の軽減を保証する王冠証人制度や，証人保護プログラムが導入されている。

(7) オーストラリア

ア オーストラリア（注11）は，連邦制を採用しており，連邦や各州で刑事司法制度の内容は異なるものの，身柄拘束下において被疑者を取り調べることができるのは，基本的に逮捕後最長12時間以内に限られており，また，被疑者に取調べへの弁護人の立会いを求める権利が認められている。

身柄拘束後の被疑者取調べは，通常は1回，短時間行われる程度であり，被疑者が黙秘することも多く，自白の獲得を重視するというよりも，被疑者の言い分を聴取してこれを固定化させることに重点が置かれているようである。

なお，オーストラリアにおいて，検察官が捜査を行うことはない。

イ オーストラリアでは，被疑者取調べの録音・録画の目的は，自白内容や

取調べ状況について客観的・機械的記録を作成することにより、自白をめぐる争いを減少させるとともに、取調べの適正を確保することであるとされている。

録音・録画制度は、法律で定められており、被疑者の捜査官に対する自白等については、原則として、取調べの録音又は録画がなされていない限り、証拠能力を有しないと規定されている。この規定は、被疑者の身柄拘束の有無や取調べ場所を問わず適用されるが、例えばニューサウスウェールズ州では、手続を簡易・迅速なものとする観点等から、比較的軽微な事案については適用されない。

また、録音・録画がなされていない自白について、録音・録画を行うことが實際上困難な状況で自白が得られた場合で、当該自白について書面による記録を作成した上、これを被疑者に読み聞かせ、その読み聞かせの状況が録音・録画された場合などは、前記規定の例外とされているほか、判例上、複数回の取調べが実施された場合には、全ての回の取調べの録音・録画がなされていなくとも、当該自白がなされた取調べについてその全体の録音・録画がなされていれば、前記規定に反しないとされている。

録音・録画媒体は公判で実質証拠として使用することができるため、取調べの録音・録画をするときは、供述調書は作成しないのが通常である。

ウ オーストラリアでは、取調べ以外の強力な捜査手法が認められており、例えば、通信傍受は、法定刑の長期が7年以上の犯罪も含め、非常に広範な犯罪を対象として認められ、捜査に積極的に活用されている。また、裁判官から令状を得て、建物内や車内の会話等を秘密録音したり、車や所持品等に追跡装置を設置しその位置情報を把握するといった捜査も幅広く行われており、潜入捜査に関する法制も整備されている。さらに、訴因選択上の一定の譲歩と引き換えに被告人から有罪答弁を獲得することが認められているほか、検察官が、捜査協力をした者について、量刑手続においてその旨を明らかにすることにより、刑の減輕が得られるようにする制度も存在する。

(注11) 調査対象はオーストラリア連邦、ニューサウスウェールズ州及びヴィクトリア州であり、ここでは、これら3つの法域での共通点を中心に記載している。

(8) 韓国

ア 韓国では、国民が犯行の動機等の主観面を含めた真相解明を求める傾向

が強い上、客観的証拠の収集もまずは供述を得た上でその裏付け捜査を行うことによって初めて可能となる場合が多いため、取調べ以外の手法のみで十分な証拠収集を図ることは困難であると考えられており、また、取調べによって初めて余罪等の事件の端緒が得られる場合も多いことなどから、我が国と同様、取調べは重要な捜査手法として認識され、機能している。

捜査段階において、警察が身柄拘束をした場合は最長で30日間、検察官が身柄拘束した場合は最長で20日間の被疑者の勾留が可能であるが、捜査機関が、その間、連日、長時間にわたり取調べを行い、否認している被疑者を説得・追及して真実の供述を得ようと努めることも少なくない。

他方で、韓国では、被疑者又は弁護人等から請求があったときは、正当な事由がない限り、取調べに弁護人を立ち合わせなければならないとされているが、実際に立ち会う事例は少ないとされる。

イ 取調べの録音・録画は、義務ではなく、捜査機関の権限とされており、録音・録画を実施するか否か、実施するとしてどの取調べを録音・録画するかは捜査機関の裁量に委ねられている。もっとも、被疑者取調べを録音・録画する場合には、当該取調べの全過程を録音・録画しなければならない。

取調べの録音・録画のメリットとして、検察官調書の証拠能力の確保や供述の変遷防止が重視されている。そのため、録音・録画は、犯罪事実の立証に積極的な意味を持つ供述がなされている場合等に実施されており、主として自白事件や簡易な事件で活用されている一方、否認事件では原則として行われていない。

個々の事案において、どの取調べを録音・録画するかは、被疑者の供述内容や捜査の進捗状況等を踏まえて、検察官調書の証拠能力確保や供述の変遷防止の観点から、捜査機関が判断している。捜査実務上、録音・録画には、取調べの真相解明機能が損なわれる、捜査の秘密や関係者の名誉・プライバシーが害されるといったデメリットもあると考えられているため、原則として、全ての取調べの録音・録画は行われておらず、取調官が被疑者に対して追及や説得を行う過程の録音・録画も行われていない。

検察官調書の内容と被疑者の供述内容の同一性、すなわち検察官調書の実質的真正が争われた場合には、実質的真正を録音・録画媒体その他の客観的方法により立証しなければならない。実務上、捜査機関の裁量により、全ての取調べではなく、一部の取調べについて録音・録画が行われている

が、録音・録画が実施された事件において検察官調書の実質的眞正や供述の任意性が争われることはほとんどないとされている。

ウ 韓国では、全国民の指紋登録制度、DNA型データベース、特定犯罪申告者等保護法による犯罪申告者等の保護措置等の我が国には存在しないか又は限定的にしか導入されていない制度等が積極的に捜査に活用されているほか、現在、捜査の実効性の確保等を目的として、司法協力者訴追免除及び刑罰減免制度、重要参考人出頭義務制度の各導入、司法妨害罪の新設等が検討されている。

第3 被疑者取調べの可視化の在り方（検討結果）

勉強会においては、以上の国内外調査の結果をも踏まえて、制度としての被疑者取調べの可視化の在り方について、いくつかの項目ごとに検討した。

以下、その検討結果について述べる。

1 可視化の目的等

(1) 制度としての可視化の具体的な在り方を考えるに当たっては、その導入の目的について整理しておく必要があると考えられた。

この点に関して、中間取りまとめにおいては、取調べの可視化のメリットとして

- ① 事後の検証を可能とすることにより取調べの適正を確保し、ひいては、誤判の発生を防ぐ
- ② 裁判員制度の下における自白の任意性の判断を容易にする
- ③ 録音・録画媒体を公判における証拠として利用できることから、供述調書の作成を省略することが可能となり、捜査の効率化に資する
- ④ 裁判員が被告人の個性や属性を把握するのに役立つ

などが考えられるとされていた。

既に取調べの録音・録画制度を導入している諸外国においても、何を目的として導入するに至ったかという点については一様でなく、それらの国における運用の実情等を見ても、必ずしも1つの目的に特化して取調べの録音・録画を行っているわけではないと考えられる状況にある。しかし、少なくとも、後日の裁判手続における争いに備えて、供述が得られた取調べ状況を客観的に記録するという点では共通するのではないかと考えられた。

国内における議論としては、不適正な取調べによって得られた誤った自白によってえん罪が生まれることを防ぐという点を重視する見解や、特に裁判

員制度の下で自白の任意性が争われた場合に、その判断を容易かつ誤りのないものにする点を重視する見解が有力であるといえるが、いずれの見解も、公判での争いに備えて供述が得られた取調べ状況を客観的に記録しておくことを前提としている点では一致していると考えられる。

- (2) そうすると、取調べの録音・録画制度の目的は、取調べ状況を公判での争いに備えて客観的に記録しておくことを基本に考えるべきである。

また、任意性を疑わせるような無理な取調べによって虚偽の自白調書が作成され、その任意性について誤った判断がなされた上、それが有罪の証拠とされてえん罪を生むことがないようにすることが重要であり、制度の設計に当たって重視すべき点であることにも疑いはない。

したがって、取調べの中で得られた自白や被疑者に不利益な供述が得られた状況を客観的に記録し、公判において自白の任意性をめぐる争いが生じた場合に、その客観的な記録による的確な判断を可能とすることこそが、今後具体化すべき取調べの録音・録画制度に求められる中心的な要請であると考えられる。

そして、そのように客観的な形で自白の任意性の判断がなされるとすれば、取調べの適正確保にも資するものであるし、録音・録画媒体に適正な形で得られた自白が記録されているのであれば、それを犯罪事実や情状の証拠として用いることができることにも疑いがないので、これらの点を取調べの録音・録画のメリットとして挙げることは十分可能であると思われる。

- (3) 近時、厚労省元局長無罪事件などの無罪事件において、裁判所から被疑者の取調べ状況等について厳しい指摘がなされており、こうした事態を真摯に受け止めれば、取調べ状況を客観的に記録しておくべき要請は極めて高いものといわなければならない。

この点、今般の国内調査の結果等によれば、取調べの録音・録画は、自白の任意性を肯定する証拠としても否定する証拠としても有効に機能するとともに、取調べの適正確保にも資するものと考えられた。

また、確定事件記録の検討等を通じて、取調べを録音・録画していれば取調べ状況をめぐる争いを防止できた可能性がある事例等、その有用性を示唆する事例が把握され、捜査経験者からのヒアリング調査では、録音・録画は捜査・訴追側にとっても様々なメリットがあり得ることが指摘された。

さらに、検察官アンケート調査でも、多数の検事が、録音・録画には取調べの適正を確保する効果がある、あるいは、録音・録画によって公判におけ

る自白の任意性の立証・判断を容易にすることができると回答しているところである。

以上によれば、取調べの録音・録画には、取調べ状況を客観的に記録することによって、自白の任意性についての的確な判断を容易にし、えん罪の発生を防ぐとともに、不適正な取調べを抑制するなど、様々なメリットがあると考えられ、それらを活かす観点からは、できる限り広い範囲を対象とした録音・録画制度を導入することが考えられる。

2 対象事件の範囲

- (1) 中間取りまとめにおいては、膨大かつ多様な事件の全ての取調べについて録音・録画を実施するとした場合には、取調べの可視化により実現しようとするメリットに見合わない多大な負担・コストを要することとなるのではないかとといった問題を踏まえると、全事件の可視化は現実的ではないといわざるを得ないため、可視化の目的に照らして実施の必要性が高く、早期かつ円滑に実現可能な事件の範囲について検討することとされていた。

この点、諸外国の状況を見ると、全ての犯罪を取調べの録音・録画の対象としている国・地域もあるものの、多数の国・地域においては対象犯罪に絞りをかけており、その場合、おおむね重大な犯罪がその対象とされているといえた。もっとも、そのような「重大な犯罪」の範囲については、殺人関連事件に限定しているところや、法定刑によって限定しているところなど様々であるが、重い刑に処せられる可能性のある事件を対象としているという点では共通性があるものと考えられた。

また、任意性等の争いに関する実情調査の結果を見ると、被告人の捜査段階における自白の任意性が争われる事件は、全事件では公判請求されるものの0.3パーセント程度と極めて少なくなっているのに対し、重大事件の典型といえる裁判員制度対象事件では3.7パーセント程度と比較的高くなっている。このことは、端的に、取調べ状況をめぐり争いは重大事件で多く発生していることを示している。人の命を奪い、あるいは個人の尊厳を著しく侵害するなどの重大犯罪は、被害者やその家族等に耐え難い苦痛をもたらすもので、真相解明への国民の期待も強く、その犯人の検挙及び処罰が的確になされるか否かは、治安の根幹に関わる問題であるといえるが、他方で、そのような重大犯罪であればこそ、取調べ状況をめぐり争いが発生しやすいということもできる。

加えて、裁判員制度対象事件においては、裁判員が取調べ状況に関する的

確な判断を求められることから、任意性に関して特に分かりやすい立証を行うことが強く要請される。

これらの観点からすると、裁判員制度対象事件については、可視化の目的に照らして、取調べの録音・録画を行う必要性が特に高いといえる上、事件数の観点から見ても、比較的円滑な対応が見込めるものと考えられる。

このように考えると、取調べの録音・録画の対象としては、まず、裁判員制度対象事件が考えられる。

(2) また、その他に録音・録画の対象とすべき事件として、知的能力等に起因する一定の事情が認められる被疑者の事件や、検察官による独自捜査事件が考えられる。

ア この点、中間取りまとめにおいては、知的能力等に起因する一定の事情が認められる被疑者について、自白の信用性を検討する手段として録音・録画を用いることが有用であるかどうかなどの点についても調査・検討を行うこととされていた。

その後、その方針に従い、オランダにおける実情等の調査を行うとともに、確定事件記録の検討においても調査事項の一つとしていたところ、これらの被疑者については取調官に迎合するなどして虚偽自白に至るおそれがあり、取調官の発問の状況やそれに対する被疑者の応答の状況を記録しておくことが、供述の信用性判断に有用である場合があるものと考えられた。ただ、今般の調査では、録音・録画の対象とすべき者の範囲の画定やその方法等について、具体的な検討の基礎となる資料を必ずしも十分に収集することはできなかった。そのため、この問題について、現時点で一定の結論を出すことは困難である。

この問題に関しては、現在、最高検において法務大臣の指示を受け、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べの録音・録画の試行を開始し、専門家の意見を十分に聴取しつつ、様々な試行を積み重ね、多角的な検証を実施することとしているところであるので、その試行の状況等を踏まえ、改めて検討を加えるべきであると考えられる。

イ また、検察官の独自捜査事件については、検察官のみによって被疑者の取調べが行われ、取調べの場面や被疑者の供述について異なる捜査機関による重層的チェックが働かないことなどから、検察官の独自捜査事件を録音・録画の対象とすべきとの意見があり、傾聴に値する指摘であると思わ

れる。

もっとも、一口に独自捜査事件といっても多様なものが含まれていると考えられることや、録音・録画が取調べに与える影響については独自捜査事件においても考慮しなければならないことをも考えると、この問題についても、現在、法務大臣の指示を受け、特捜部及び特別刑事部の独自捜査事件について実施している全過程を含めた被疑者取調べの録音・録画の試行の検証結果を踏まえて検討を行うことが相当であると考えられる。

- (3) 以上のほか、取調べの録音・録画の対象とすべき事件として、少年事件や被疑者又は弁護人から録音・録画の請求があった事件を挙げる見解がある。

しかし、少年事件については、極めて件数が多い上、そのほとんどは刑事処分にはならず家庭裁判所の審判で終局するものであり、少年の供述の信用性を含めて裁判所が職権的に取り調べることができる構造になっているなどの特徴や少年法の目的をも踏まえる必要があるなど、なお検討を要する点があるものと考えられた。

また、被疑者又は弁護人から請求のあった事件について録音・録画を実施すべきとの案は、請求がある限り全事件について録音・録画を行うのと同じこととなってしまうことなどから、現実性等の点で難があるといわざるを得ないと思われる。

3 対象とすべき取調べの範囲

中間取りまとめにおいては、可視化の目的に照らして実施の必要性が高く、また、早期かつ円滑に実現可能な取調べの範囲について検討するとともに、録音・録画が捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者に与える影響等についても調査・検討の上、可視化の具体的な在り方についての検討を進めることとされていた。

この問題については、取調べの録音・録画と身柄拘束との関係及び取調べの全過程を録音・録画の対象とするべきかという点を中心に検討した。

(1) 身柄拘束との関係

録音・録画の対象とする被疑者の取調べは、身柄拘束下で行われる取調べに限ってよいか、在宅での取調べを含めて対象とするべきであるか。録音・録画のメリットだけを考えれば、在宅段階の取調べからその対象とするのが望ましいともいえるが、必要性や現実性の観点からの検討を加えざるを得ない。

この点、諸外国でも、少なくとも実際の運用においては、身柄拘束下の取

調べを録音・録画の対象としているところがほとんどであるといつてよい。

また、任意性等の争いに関する実情調査の結果を見ても、自白の任意性が争われている事件の大部分は身柄事件であり、かつ、身柄拘束中の取調べ時に作成された供述調書の任意性が争われているものであつて、調査対象事件においては、特に在宅での取調べにおける自白の任意性に疑いがあると判断された例は把握されなかつた。

重大事件においては、逮捕前に任意同行して行う取調べを録音・録画するという考え方もあり得るが、在宅段階では、取調べ対象者を被疑者として取り扱うのか参考人として取り扱うのかの境目について微妙な判断を伴うこともある上、任意の段階で無理な取調べをしていれば身柄拘束後の取調べ状況に反映されると考えられる。

加えて、特に在宅段階の取調べは、一般に、通常取調室に限らず、犯罪の現場やパトカー内、交番、病院等、多様な場所で行われており、これらについて録音・録画を実施するのは實際上困難である。

このように、在宅での取調べについては、録音・録画の必要性は相対的に低いと考えられる上、実務上困難な課題も伴うことから、身柄拘束下における被疑者取調べを録音・録画の対象とするべきである。

(2) 身柄拘束後の取調べの全過程を対象とすべきか

ア 次に、身柄拘束下における被疑者取調べのうちどの範囲の取調べを録音・録画の対象とするかについて検討した。

取調べ状況を客観的に記録して自白の任意性に関する的確な判断を容易にするという観点や不適正な取調べを抑制して被疑者の人権を擁護するという観点からすると、できる限り広範囲の取調べを対象とすることが望ましいと考えることもできる。

一方、この問題については、録音・録画記録を視聴する捜査機関、裁判所等の負担や、録音・録画が捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者に与える影響に関し、種々の指摘がなされているところであり、また、不適正な取調べを抑制するためには、録音・録画以外にも様々な方法が考えられるところであつて、それらの点をも踏まえて、必要性や支障の有無について検討を行う必要があると考えられる。

イ まず、現在、検察においては、①裁判員制度対象事件における被疑者取調べの録音・録画が実施され、②特捜部及び特別刑事部の独自捜査事件における被疑者取調べの録音・録画の試行、③知的障害によりコミュニケー

ション能力に問題がある被疑者等の取調べの録音・録画の試行が、それぞれ行われている。

このうち①の録音・録画については、今般の国内調査の結果及び最高検が平成21年2月に公表した検察における取調べの録音・録画の試行についての検証結果等を見ると、取調べの一部についてのものであるにもかかわらず、自白の任意性を肯定する証拠としても否定する証拠としても有効に機能している上、取調べの適正確保にも資するものと考えられた。これは、①は、裁判員制度対象事件において自白調書を取調べ請求することが見込まれる事件の原則全件について録音・録画を行うものであるところ、一旦録音・録画を開始した後は、被疑者の供述内容にかかわらず、中断することなく全てを記録するという方法を採用していることから、録音・録画を行う以前の取調べの状況も録音・録画を行った際の被疑者の供述内容や態度等に反映されるためであると考えられる。

また、任意性等の争いに関する実情調査の結果を見ても、裁判員制度対象事件の公判において、取調べの全過程を録音・録画していないがゆえに、任意性に関する審理が長期化したり、任意性に関する判断が行い得なかったなどの深刻な問題が生じている状況はうかがえなかった。

現在の取調べの一部の録音・録画については、足利事件や布川事件における取調べの一部の録音の例をも挙げつつ、捜査機関による「よいところ録り」であり、かえって取調べの実態の評価を誤らせる危険があると批判する意見もある。

しかし、一般的には、取調べの一部の録音・録画であっても、自分の言葉で事件について話しているか、取調官からの指摘を肯認するのみであるのかなど、録音・録画時の被疑者の言動、態度等を映像及び音声で確認することにより、それ以前の取調べ状況も自ずと明らかになるといえる。現在検察において実施又は試行している取調べの録音・録画では、録音・録画について特段の手順の定まっていない過去の事例とは異なり、録音・録画に係る取調べにおいて、被疑者が供述を尽くしていないのに一方的に取調べを終了することのないようにするとともに、当該取調べの最後に改めて被疑者に取調べの状況等について自由に供述する機会を与えることとしているところである。現に、今般の調査結果を見る限り、具体的な事件において、指摘されているような取調べの一部の録音・録画の問題性が確認されたなどの状況は認められなかった。

これに対し、②及び③の試行については、開始からいまだ期間が短く、データの蓄積が十分でないため、今般の検討の対象とすることは困難であった。

ウ 次に、録音・録画記録を視聴する負担を、取調べ時間の観点から見てみると、取調べの実態に関する調査によれば、身柄事件における被疑者1人当たりの取調べ時間は、全事件の平均で約22時間、裁判員制度対象事件の平均では約43時間に上っており、共犯事件ではこの時間数は被疑者の人数に応じて更に2倍、3倍となるものであるところ、取調べの全過程を録音・録画した場合には、捜査官や弁護人がそれらを視聴する負担は相当に大きいものとなると考えられた。さらに、裁判官や裁判員についても、最終的には、それらの視聴の負担を負うことになる可能性を否定できない上、取調べの全過程の録音・録画の実施に要する費用も相当なものとなると考えられる。

この点に関して、公判では必要な部分に限定して録音・録画記録が取り調べられるに過ぎないから、裁判官や裁判員が録音・録画記録を長時間視聴しなければならない必要はないという意見もある。

しかし、自白の任意性が争われた場合、弁護人及び検察官は、それぞれ自己の主張を裏付ける部分の録音・録画記録の取調べを請求する可能性があることから、取調べの全体又は大部分における被疑者と取調べ官のやり取りを録音・録画記録によって精査する必要が生じ、結局、公判で録音・録画記録の全部又は大部分を取り調べなければならなくなる事態も十分にあり得るところである。

さらに、長時間にわたる録音・録画記録については、実務上、反訳を作成することが必要となるのではないかとの問題があるほか、徹底した情報管理の下、膨大な録音・録画媒体を適正に保管し、万が一にも情報の漏えい等が起こらないようにするための措置も不可欠であり、それらのコストも相当なものとなると考えられる。

このような観点からは、身柄拘束後の取調べの全過程を録音・録画の対象とするかについては、その必要性や、それにより実現しようとするメリットと実現のための負担・コストとのバランスをも考慮しつつ、更に十分な検討を行う必要があるものと思われた。

エ さらに、中間取りまとめにおいては、取調べの録音・録画が捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者に及ぼす可能性がある影響として

① 被疑者に与える影響

- 報復のおそれやしゅう恥心などから、被疑者が真実を供述することをためらう事案が生じるのではないか。特に、組織的犯罪においては、組織関係者や被疑者の上位者に関する供述を得ることが困難となるのではないか
- 供述が直ちに記録化されるため、自分に不利益な真実を供述することのハードルが高くなるのではないか

② 被害者その他事件関係者への影響

- 取調べの過程では、被害者その他事件関係者のプライバシーに関する真偽ないまぜの供述がなされたり、捜査機関が収集した公になっていない証拠に関する取調べがなされたりすることも多く、そのような取調べの状況等が公になることにより、被害者その他事件関係者の名誉・プライバシーが害されることとならないか

③ 捜査手法や取調官への影響

- 供述調書の作成を前提としない供述による捜査情報の獲得が実際の捜査において重要な役割を果たしているが、録音・録画により、このような捜査手法をとることが困難とならないか
- 取調官としては、録音・録画を意識して萎縮し、これまで用いてきたような取調べ手法が用い難くなるのではないか

などが指摘されていたため、現にこのような影響が生じるのかどうかについて、取調べの録音・録画の調査、確定事件記録の検討、捜査経験者に対するヒアリング調査、検察官アンケート調査等の結果を踏まえて、検討を行った。

(ア) まず、前提として、取調べの実態に関する調査や確定事件記録の検討等の結果から、我が国の捜査・公判実務においては、被疑者の取調べが、単に弁解を聴取するにとどまらず、被疑者から真実の供述を得ることにより、事案の真相を解明するための最も有効かつ重要な捜査手法として機能していることが確認されたところである。そのため、現行の捜査手法を前提とする限りは、取調べの機能が障害されれば、他の捜査手法等を活用しても補い得ない影響が生じるものと考えられた。

(イ) 次に、取調べの録音・録画の調査の結果によると、録音・録画を行った際に被疑者の供述内容や供述態度が変化した事例が相当数あったことなどが認められ、取調べの機能を損なわない範囲内で実施するとされて

いる取調べの一部の録音・録画であっても、録音・録画が被疑者の供述等に一定の影響を与えることは否定できないものと考えられた。

この点、確定事件記録の検討やヒアリング調査においては、録音・録画を行っていただければ被疑者から自白を得ることはできなかった可能性があると考えられる事例が相当数認められ、検察官アンケート調査では、約43パーセントの検事から、被疑者の申立てにより、被疑者の供述について立証に有益であるのに調書化を見合わせたことがあるとの回答があったところである。

(ウ) また、確定事件記録の検討の対象とした一定の重大事件のうち、約16パーセントの事件において被疑者の供述に関係者の名誉等に重大な影響を及ぼす内容が含まれており、検察官アンケート調査の結果でも、被害者や関係者の名誉・プライバシーへの影響を考慮し、被疑者の供述について立証に有益であるのに調書化を見合わせたことがあるとの回答が約43パーセントに上った。

(エ) さらに、確定事件記録の検討やヒアリング調査の結果によると、我が国の取調べにおいては、供述調書の作成を前提としない被疑者からの聴取が頻繁に行われており、証拠収集上、重要な役割を果たしているものと認められ、取調べの全過程の録音・録画を導入するため、これらの捜査手法を不要なものとして一概に否定してしまうことは、現在の捜査実務からすると現実的でないものと考えられた。

(オ) 加えて、捜査経験者からのヒアリング調査や検察官アンケート調査においても、取調べの機能を損なわないためには、被疑者を説得・追及して真実を語らせようとする過程を録音・録画することは避けるべきである、あるいは、録音・録画の要否、範囲、実施方法等を検討するに当たっては、録音・録画による影響として指摘されている事項を十分に考慮すべきであるといった意見が多数を占めていた。これら実際に取調べに従事した経験を有する者の意見は、取調べの実情を踏まえたものである上、説得的な理由を伴って示されているものが多く、取調べの録音・録画による影響の有無・程度を判断するに当たっては、これを軽視することはできないと考えられる。

(カ) このように、今般の調査結果によれば、我が国の現状においては、取調べが事案の真相解明のために極めて重要な機能を果たしているところ、録音・録画は捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者に種々

の影響を与え、それによって取調べの機能が少なくとも一定程度損なわれるおそれ大きいことは否定できないものと考えられた。

他方で、このような考え方に対しては、①諸外国・地域の例を見ても録音・録画が取調べの機能に影響を及ぼすことは実証されていない、②録音・録画による支障として指摘されている問題は、録音・録画をした上で、証拠開示や録音・録画媒体の再生を制限することによって十分に対応することが可能であるとの指摘もなされている。

しかし、①の指摘については、前記のとおり、可視化によって取調べの機能が少なくとも一定程度損なわれるおそれ大きいことは、今般の国内調査の結果により相当程度裏付けられていると考えられるほか、国外調査により、取調べの録音・録画制度を導入している諸外国・地域のほとんどにおいては、基本的に、被疑者の取調べにおいて時間をかけて真実を供述するよう説得することはない、あるいは少ないことが報告されており、そもそも取調べの捜査手法としての重要性が我が国に比して著しく低いなど、刑事手続全体における取調べの機能、役割が異なると考えられることから、これらの国・地域と単純に比較して議論を行うことは相当でないと考えられる。この点、捜査における取調べの機能や位置付けにおいて我が国に比較的近いのではないかと考えられる韓国においては、例外的な場合を除き、取調べの全過程の録音・録画は行われていないところである。

②の指摘についても、将来証拠開示や録音・録画媒体の再生が制限されるかどうかを取調べ時に的確に見通すことができるものではないことに加え、組織的犯罪の事案では、実質的にその組織によって選任された弁護人が弁護に当たる例も少なからず見受けられるが、弁護人への証拠開示は不可避であるから、被疑者としては、取調べにおいて上位者や組織に関する供述をしようとするれば、その状況を録音・録画した媒体を視聴した弁護人を通じて自らの供述内容が組織に伝わることを懸念せざるを得ないこととなる。同様に、例えば、否認している上位の共犯者の関与について供述しようとする場合には、その録音・録画媒体が共犯者の公判でその弁護人に証拠開示され、その内容が共犯者の知るところとなることをあらかじめ覚悟しなければならないことともなる。したがって、証拠開示や録音・録画媒体の再生を制限するとしたところで、それが直ちに有効な解決策となるものではないと考えられるなどの問題があると

いえる。

(キ) もっとも、今般の検討においては、広範囲の取調べの録音・録画を実施又は試行した実績が乏しいため、録音・録画が捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者に与える影響の有無・程度について、必ずしも実証的な検討を十分に行うことができなかつた面は否定できない。

この点に関しては、現在、法務大臣の指示を受け、最高検において、特捜部及び特別刑事部における独自捜査事件の被疑者取調べについて、取調べの全過程も対象として、録音・録画の試行を行っているほか、様々な試行に取り組んでおり、その結果について多角的な検証を行うこととしているところである。

また、後記7のとおり、取調べの録音・録画制度の具体的設計の検討に資するため、今後、検察において、裁判員制度対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画の範囲を試行的に拡大し、できる限り広い範囲で録音・録画を行った上、録音・録画の有効性や問題点等について多角的な検証を行い、その結果を公表すべきである。

そこで、この問題については、これらの検証結果をも踏まえて、更に実証的な検討を加えることが必要と考えられる。

オ 以上のとおり、取調べの可視化の趣旨・目的に鑑みれば、身柄拘束後のできる限り広範囲の取調べを録音・録画の対象とすることが望ましいとも考えられる。

もっとも、現在実施されている取調べ過程の一部の録音・録画であっても一定の効果を認めることができることや全過程の録音・録画記録を視聴する負担は無視できないものとなり得ることに加え、録音・録画が取調べの機能を障害する具体的なおそれが認められることなどを考慮すると、一律に録音・録画を義務付けるような制度を構築することは適当でない。

取調べの録音・録画制度の構築に当たっては、録音・録画の必要性和現実性や捜査・公判の機能に与える支障等との間でバランスのとれたものとする必要がある。

(3) 以上のほか、録音・録画の対象とすべき取調べの主体についても検討を行い、被疑者取調べを行う主体としては、検察官、検察事務官及び警察官以外にも、例えば、海上保安官、麻薬取締官、労働基準監督官、刑事施設の職員等、様々なものがあるところ、それら特別司法警察職員による取調べを録音・録画の対象とするかについては、その必要性や現実性等の観点からの検討

を要するものと考えられた。また、検察官及び検察事務官による取調べと警察官による取調べとで同じ取扱いをすべきかについても、議論があり得るところである。すなわち、警察は、第一次捜査機関として、いまだ犯罪の成否が明らかでない段階でも端緒があれば捜査を開始し、被疑者等の事件関係者の供述内容やその他の証拠等を照らし合わせながら、紆余曲折を経つつも、事件を解明していく責務を負っており、このようないわば刑事司法の入口に当たる警察捜査の段階における取調べの録音・録画は、一般的に、検察官による取調べの録音・録画よりも、捜査に大きな支障等をもたらす可能性が高いとの指摘もある。そこで、この問題については、かかる指摘や検察捜査と警察捜査の関係、刑訴法の構造等をも踏まえ、なお検討を要するものと考えられた。

4 録音・録画の対象とするのが相当でない場合

録音・録画の対象とすべき適切な取調べの範囲を検討するに当たっては、録音・録画の対象とするのが相当でない場合としてどのようなものが考えられるかという観点からも検討を加える必要があるところ、例えば、被疑者が拒否した場合、通訳人の協力が得られない場合、録音・録画機器に故障が生じるなどして使用できない場合など、合理的な理由により録音・録画の実施が困難な場合については、録音・録画義務の対象とすべきではないと考えられる。

これに対しては、被疑者が録音・録画を拒否する理由は録音・録画媒体が公開されることを懸念するためであるとの認識に基づいて、被疑者が録音・録画を拒否した場合であっても、録音・録画媒体が必ず公判で再生されるわけではないことを説明して理解を得るべきであり、必ず録音・録画を実施すべきであるとの意見もある。しかし、検察における取調べの録音・録画の調査によれば、取調べの一部の録音・録画であっても、約8.7パーセントの事件において、被疑者が様々な理由から録音・録画を拒否している実態が把握されている上、被疑者が録音・録画を拒否する場合には、録音・録画を行っている環境下での取調べで被疑者から供述や弁解を聴取することは困難であるから、そのような場合にも必ず録音・録画しなければならないとすることは相当でないといわざるを得ない。また、このような取扱いをしても、被疑者は、取調べの録音・録画を拒否するか否かについて接見の際に弁護人から助言を受けることができるのであるから、不当な結果を招くとは考え難い。

次に、確定事件記録の検討結果等からは、組織的犯罪に係る取調べについては、録音・録画を行う範囲によっては被疑者の供述等に大きな影響を及ぼしや

すく、また、性犯罪に係る取調べについても、録音・録画を行う範囲によっては被害者の名誉・プライバシー等に影響が及びやすいものと考えられたところ、諸外国においては、犯罪類型を基準として、例えば、一定の組織的犯罪については取調べの録音・録画の対象としない立法例もあることなどに鑑みると、罪種によって録音・録画の範囲を定める考え方もあり得るところである。

もつとも、録音・録画の対象とするのが適当でない場合としては、このほかにも多様なものが考えられ、その性質上、個々の事案の性質や特有の事情を考慮しなければ決せられない側面もあるため、現時点において、その全てを類型化することは困難であると考えられた。

したがって、録音・録画の範囲については、それを一定の基準によって適切に画することの可否を含め、録音・録画が取調べの機能に与える影響等の有無・程度に関する実証的な検討とも併行して、今後、更に検討を深めていく必要があると考えられる。

5 証拠能力との関係

取調べの録音・録画制度を導入し、一定の場合に捜査機関に録音・録画の義務を課すこととした場合、その義務に違反して行われた取調べによって得られた供述の証拠能力についてどのように考えるかが問題となる。

この点については、諸外国・地域の取扱いも区々に分かれているが、大別すれば

- ① 義務違反に証拠能力に関する法的効果を付与することとする
- ② 義務違反に証拠能力に関する直接の法的効果を付与せず、一般原則によって証拠能力を判断する際に、一事情として考慮する

の2つの考え方があり、更に①の中には、㊶原則として証拠能力を否定することとする考え方、㊷証拠能力を欠くものと推定するが、他の立証により推定を覆すことを認める考え方などがある。

国内においても、録音・録画の義務付けの実効性を担保する観点から、義務違反が生じた以上は供述の証拠能力を一律に否定するか、少なくとも証拠能力を欠くものと推定すべきであるとの意見がある。

一方で、そのような取扱いは、任意にされたものでない疑いのある自白に限って証拠能力を否定する自白法則や、令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠とすることが将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合に限って証拠能力を否定する違法収集証拠排除法則という確立された一般原則との整合性に難があるとも考えられる。加

えて、そもそも、自白の任意性についてもその立証責任は検察官が負っているものであるから、録音・録画義務違反が生じた場合には、検察官に自白の任意性の有効な立証手段を失うというリスクを負担させれば足り、それを超えて義務違反に証拠能力に関する効果を付与すると、検察官の立証活動を過度に制約することになるという指摘もなされている。また、全過程の録音・録画を義務付けた場合には、複数回の取調べのうちの一部に義務違反が生じた場合に、不合理な結果を生じないか、例えば、初期の取調べで自白調書を作成しその状況を録音・録画していたのに、その後の取調べで一部録音・録画をしていない場面があった場合には、遡って先の自白調書の証拠能力が失われるのか、逆に、初期の取調べの一部について録音・録画していなかった場合には、その後全ての状況を録音・録画し、全体として全く問題のない取調べが行われていたとしても、全て証拠能力が認められないというのでは取調べを行う意味がなくなるのではないかとの疑問もある。

他方で、別の観点から、取調べの録音・録画制度の在り方としては、一定の場合に捜査機関に録音・録画を直接的に義務付ける方法のほかにも、韓国やオーストラリアの法制のように、録音・録画を捜査段階における自白を公判で証拠として用いようとする場合の立証方法の1つ、あるいは証拠能力の要件として規定することにより、いわば間接的な形で捜査機関に録音・録画の実施を促す仕組みもあり得るところである。

いずれにしても、取調べの録音・録画を供述調書等の証拠能力との関係でどのように位置付けるかは、このような録音・録画の義務付けの在り方のほか、録音・録画の対象とすべき取調べの範囲の在り方等とも密接に関連する問題であるため、今後、これらの問題と併せて検討する必要があると考えられる。

6 まとめ

以上の検討結果をまとめると、今後、取調べの録音・録画制度を構築するに当たっては、以下のような方針をもって臨むべきであると考えられる。

- ① 取調べの録音・録画制度の導入に当たっては、えん罪防止を図る観点からも、取調べの中で得られた自白や被疑者に不利益な供述が得られた状況を客観的に記録し、公判において自白の任意性をめぐり争いが生じた場合に、その客観的な記録による的確な判断を可能とすることを、中核的な目的とするべきである。
- ② 録音・録画の範囲については、負担やコスト等をも考慮して、まず、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における被疑者の取調べを対象とすることが考

えられる。これに加えて、知的能力等に起因する一定の事情が認められる被疑者の事件や検察官による独自捜査事件を対象とすべきかについては、検察における録音・録画の試行の状況やその検証結果を踏まえて、改めて検討を行うべきである。

- ③ 身柄拘束後のできる限り広範囲の取調べを録音・録画の対象とすることが望ましいとも考えられる。しかし、現在実施されている取調べ過程の一部の録音・録画であっても一定の効果が認められることや全過程の録音・録画記録を視聴する負担は無視できないものとなり得ることに加え、録音・録画によって取調べの機能に支障が生じるおそれ大きいことは否定できないことなどを考慮すると、個別の具体的事情を問わず一律に録音・録画を義務付けるような制度を構築することは適当とは考え難く、録音・録画の必要性和現実性との間でバランスのとれた制度を検討することが必要である。

そこで、録音・録画の対象とする取調べの範囲について適切に定めることが必要となるところ、その具体的な制度設計としては、様々なものが考えられ、例えば、いずれかの機会の取調べについてその全過程の録音・録画を行うこと、弁解録取手続を含め、身柄拘束後の節目節目の取調べについては、必ずその全過程の録音・録画を行うことや、原則として全過程の録音・録画を行うこととしながらも適切な例外を設けることなども考えられるところである。いずれにしても、この点については、専門的・技術的な検討が不可欠であるため、この勉強会における検討状況を踏まえ、法制審議会における検討に委ねることとしたい。

- ④ 取調べの録音・録画を供述調書等の証拠能力との関係でどのように位置付けるかについても検討を要するところであり、この点についても、法制審議会において専門的検討を行うことが適切である。
- ⑤ 取調べの録音・録画制度を設計する上で、いくつかの問題点を法制審議会における検討に委ねることとしたいが、その検討に当たっては、この勉強会の検討の成果を十分に踏まえると同時に、実証的な検討を行うとの観点から、実際に録音・録画を行うことにより得られる知見、取り分け、現在、特捜部及び特別刑事部の身柄事件について行われている取調べの全過程を含む録音・録画の試行の検証結果や、今後検察で行われるべき裁判員制度対象事件におけるできる限り広範囲の被疑者取調べの録音・録画（後記7）に関する検証結果を十分に活用すべきである。
- ⑥ また、国家公安委員会委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るた

めの研究会」においては、治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現する観点から、取調べの可視化や捜査手法の高度化等について議論が行われているところ、取調べの可視化は、我が国の捜査の在り方に大きく関わるものであり、捜査の主要部分が警察によって担われている現状に鑑みれば、今後の法制審議会における検討においては、同研究会における検討の成果をも十分に踏まえて議論が行われることが重要であると考えられる。

7 検察の運用による録音・録画の拡大

取調べの録音・録画の実現に向けた取組を一層推進し、その具体的な制度設計について、法制審議会において、十分な実証的資料に基づき、充実した調査審議が行われることに資するため、検察の運用により現在実施している裁判員制度対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画の範囲を試行的に拡大し、様々な録音・録画を行うこととするべきである。すなわち、検察においては、重大犯罪の典型である裁判員制度対象事件は事案の真相解明と犯人の的確な検挙及び処罰が特に強く求められるものであることを考慮しつつ、新たな刑事司法制度の下における取調べの録音・録画制度の具体的な設計に当たって有益なものとなるよう、裁判員制度対象事件の身柄拘束下における検察官による被疑者取調べについて、公訴官としての観点をも踏まえ、できる限り広い範囲で録音・録画を行うこととし

① 現在の実施指針上録音・録画の対象となる事件については原則として全事件において録音・録画を行うこと

② 例えば、否認している被疑者に弁解を尽くさせる場面を録音・録画するなど否認事件についても録音・録画の対象とするほか、身柄拘束の初期段階の取調べ、主要な供述調書の作成に係る取調べ、いまだ供述調書を作成していない事項に係る取調べ等を含め、様々な録音・録画を行うこと

とした上、1年後を目途として、録音・録画の有効性及び問題点等について多角的な検証を行って、その結果を公表することとするべきである。